

日本の社会保障制度の現代的課題

加 茂 直 樹

要 旨

既発表の4論稿においては、欧米および日本における社会福祉の発展過程についての歴史的考察を行った。本稿においては、次のような考察を試みる。第一に、現代日本の社会保障制度をめぐる政治的、社会的、経済的状况を概観する。第二に、貧困、格差、社会的排除の現代における実態と特徴を明らかにする。第三に、この課題を克服していくための方向性を模索する。

キーワード：社会保障、政治、経済

I 日本の社会保障制度を取り巻く状況

1 グローバル化時代の経済と社会保障

20世紀半ば以降に、多くの先進諸国において福祉国家が実現した。武川正吾の要約するところでは、資本主義諸国は20世紀の第3四半期までは、国家社会主義諸国との対立関係の中で、自由貿易の体制をとりながらも、国民国家として資本や労働の国際移動に関しては政府が管理することができる状態にあった。ところが、第4四半期、特に90年代以降には、モノやヒトやカネの動きが世界的に拡大するグローバル化によって、それまでの生産レジームや福祉レジームの前提が崩れ始めた。さらに、90年代に冷戦体制が終わったことにより、資本主義世界の市場規模は著しく拡大し、グローバル資本主義の圧力が強化された。(武川編、2008、2-3)

理論経済学者の岩井克人は、現在の事態を資本主義の発展過程に即して次のように説明する。利潤は差異性からしか生まれないが、資本主義の最初の形態である「商業資本主義」は、二つの市場の間の価格の差異を媒介して利潤を生み出した。産業革命以後にこれにとって代わった「産業資本主義」は、農村から供給される低賃金の労働力の使用から生み出される、労働生産性と実質賃金率の差異性を利潤の源泉とした。ところが、20世紀の後半には、先進国では、農村の過剰人口が枯渇し賃金が上昇して、労働生産性と実質賃金率の差異性を縮小したので、企業は新製品の開発、新技術の発明、新市場の開拓など、自らの手で差異性を作り出すことによってしか利潤を生み出せなくなった。それがいま進展している「ポスト産業資本主義」であり、岩井によれば、IT革命とグローバル化と金融革命はこれの三つの現れ方にすぎないのである。(岩井、2003、203-221)

また、クリントン政権の労働長官を務めた経済学者ライシュ (Robert B. Reich) は、70年代

後半以降、アメリカの民主的資本主義が超資本主義に変容する過程が進行したと指摘する。この動きは「冷戦を戦うために政府が開発した科学技術が新製品やサービスによって実用化されたところから始まった。」新たな競争相手がたえず生み出されて、安定した生産システムに風穴を開け、すべての企業が消費者と投資家を求めて熾烈な競争を展開し始めた。監督官庁の権限は小さくなり、企業ロビイストは行政・立法の意思決定段階から影響力を発揮しようとする。これによって消費者および投資家としての私たちは飛躍的に成長し、恩恵を受けたが、公共の利益を追求する市民としての私たちの力や労働組合の力は弱くなってしまった。(ライシュ、2008、8-11) 言うまでもなく、この超資本主義の暴走が現在の経済のグローバルな破綻と混乱をもたらしているのである。

かつて日本におけるグローバル資本主義的改革に参画し、最近、転向を明らかにした経済学者の中谷巖はライシュの見解を踏まえて、次のように論ずる。東側世界が経済的な競争に参加してきたので、安い労働力を求める資本は生産地を東側に移していき、その結果、アメリカや日本では空洞化が進み、賃金が引き下げられた。日本では、正規労働者が減らされ、パートや派遣などのコストの安い雇用形態で働く労働者が急速に増えた。ネットカフェ難民が現れただけではない。小さな政府への要求は社会福祉の後退をもたらし、救急難民が生まれた。資本主義は、水力発電における高低差と同様に、労働力、商品、利子率に価格の高低差があればあるほど、利益を求めて活発に動くが、それが狭い国内に閉じこめられていたときには、高低差を徹底的に利用しつくすことはできなかった。そこでは生産と消費が一致しており、市場を拡大するには、労働者の購買力を保つためのある水準の賃金と安定した雇用が必要だったのである。ところが、いまや資本主義はその様相を変えてしまい、世界中に高低差を捜し求め、作り出し、それ自身を維持しようとする。生産と消費が分離した結果、日本の消費者は海外で生産された低価格の商品を買えるようになったが、労働者としては、不利な雇用の条件を押しつけられることになったのである。(中谷、2008、88-98)

以上に羅列したように、論者によって表現はさまざまであるが、共通するのは資本主義経済のあり方が20世紀の終わりから21世紀にかけて大きく変容したという認識である。日本について言えば、戦後の日本の経済発展の原動力となり、輸出の大部分を占めてきたのは、自動車、鉄鋼、電機等の製造業である。だが、新しい局面を迎えて、製造業における生産性の向上だけでは、激しい国際的な競争に勝ち抜いていくことは困難になっている。08年秋以降のアメリカ発の大不況が日本にまずもたらしたのは、輸出産業の赤字転落であり、非正規労働者の容赦ない契約打ち切り・解雇であった。そして、戦後半世紀をかけて日本が作り上げてきた社会保障制度は、安定した雇用と低い失業率を前提にしていたために、新しい状況下では、最低限度の生活を保障するセーフティネットとしてきわめて不十分になっていることが、ここで明らかになった。多くの失業した非正規労働者は、職がないだけでなく、住まいもなく、貯えもなく、雇用保険からの給付もないままに、世の荒波に放り出されたのである。

このような事態は、グローバル資本主義を無批判に受け入れた結果でもあるが、これを許し

たのは政治であり、国民である。ライシュは超資本主義時代の特徴として、労働者（労働組合）の無力化と並べて市民の無力化を挙げている。私利ではなく、公共の利益を追求する市民の活動を活性化することは、民主主義社会にとっていつも必要であるが、現代の日本において、社会保障については、その制度が複雑かつ不透明であって全体的に理解しがたいこと、また、階層、世代、性の違いによる利害の対立があることなどのために、市民が公共的な論議を展開して政治に影響力を及ぼすにはいたっていない。むしろ私たちの多くが目先の個人的利益を求めてバラマキ政治に迎合し、政治をますます堕落させているとも言える。

政治学者の宮本太郎は、福祉政治とは生活保障をめぐる政治であり、その二つの柱は社会保障と雇用であると言う。戦後日本の福祉政治は長期的なヴィジョンを欠いた、その場しのぎのものになっているが、世論も「小さな政府の実現を通して北欧福祉国家に近づくこと」を求めるといふ矛盾に満ちたものになっており、メディアも世論と共通の傾向を示している。（宮本、2008、2 - 5）宮本は日本の福祉政治を、利益政治と言説政治という二つの次元に分けて分析するが、それによれば、90年代末から、日本は「結果の平等」あるいは悪平等の社会であり、それが公的部門の肥大化・非効率化、資源配分の歪み、「機会の不平等」を生み出しているという言説が、政府側から流された。それに先立つ80年代からの福祉削減は、大企業が長期的雇用慣行を維持し、地方については、政府が公共事業関係費や補助金の伸び率を抑制しながら、地方単独事業とそれを支える交付税という「見えない」利益誘導を通じて公共事業の維持・拡大を許したことで、可能になっていた。（宮本、2008、118 - 126）ところが、政府側から流された言説が有権者のかなりの部分に受け入れられ、このことを背景に構造改革路線が挫折を経験しながら進められた。「しかしながら、市場主義的な〈構造改革〉が労働市場の流動化をさらに進め、それぞれの〈仕切〉の中で保護的規制の緩和や労働力の非正規化が進行し、大企業の中での成果主義的な労務管理も広がった。さらに〈仕切〉の壁そのものが低くなることで、〈仕切〉相互間の格差の実態についても視界が開けた。ここから、〈行き過ぎた平等社会〉論に代わって〈格差社会〉論が急速に広がっていく。」05年の総選挙に大勝した小泉政権は、格差は悪くないという立場で構造改革を進めたが、07年の参議院選挙で大敗した自民党は再び地方への利益配分に関心を寄せている。現在は両論が奇妙な形で併存しているが、「社会的平等を多くの人々が納得する原理にもとづいて達成するしくみは現れていない。」利益と言説によって左右される政治のはらむ危険は、小泉内閣の劇場政治によって世論が大きく揺れ動いたという事実が示している。（宮本、2008、133 - 137）09年8月の総選挙における想像を超える極端な結果も、同様の危険性をはらんでいると言えないだろうか。

2 再生産レジームと家族の個人化

福祉国家成立当初における先進諸国の再生産レジームは、共通して家父長制のもとにあった。19世紀においては、賃労働の供給は無償の家事労働を前提して初めて可能になったので、資本制と家父長制は「ヴィクトリア朝の妥協」と呼ばれる相互補完的な関係にあった。初期の福祉

国家はこの関係を自明の前提として成立しており、男性稼ぎ主モデルを再生産する役割を果たした。(武川編、2008、3) その結果として成立したのが「家父長制的資本制」である。上野千鶴子の説明を借りるならば、資本がその補完物として市場の外部に前提したのは、個人ではなく、「自由な・孤立した単婚家族」であった。「家族が歴史上どの時代にもまして公的な領域から隔離され孤立したこと、そしてそれだからこそ逆に家族が市場に対してむき出しにさらされたこと」という近代家族を特徴づける属性は、「市場と個人」ではなく、「市場と家族」の二元論のもとに成立した。(上野、1990、180-181)

ところが、20世紀後半の日本は高度経済成長の過程で、労働力不足に悩まされるようになり、特に60年代には高等教育の大衆化の影響で、かつて「中卒の労働者が占めていた低賃金・不熟練・単純補助型・不安定雇用の底辺部門」の労働力の不足が深刻になった。上野によれば、日本の資本制は、オートメーションによる現業部門の人員の大幅な削減と、合弁企業や多国籍企業を設立して外国人労働力をかれらの居住地で利用することによって、これに対応した。だが、なお残るのが対人的なサービス部門等における労働力不足であり、ここで国内労働力市場の標的になったのが、女性と高齢者であった。主婦は「中途採用の・家庭責任のある・不熟練の労働者として、いわばハンディだらけで労働市場に参入し、低賃金・単純補助型・不安定雇用の労働者となっていった。」上野はこれを資本制と家父長制の第二次の妥協と呼ぶ。第一次の「ヴィクトリア朝の妥協」は「夫を100%の生産者、妻を100%の再生産者に配当し、フルタイムの専業主婦を成立させた近代型〈性別役割分担〉を作り出した」が、第二次の妥協は「女性を賃労働者にして家事労働者、同時にパートタイム主婦でもパートタイム労働者でもある〈主婦労働者〉として役割を二重化した〈新・性別役割分担〉を確立したのである。」こうして女性は二重役割、二重負担を負わされる。「女性は賃労働者として資本制のもとで搾取され、同時に家事労働者として家父長制のもとで搾取されるはめになる。」(上野、1990、211-221)

横山文野は、新保守主義の流れと性差別撤廃の動きという二つの国際的な動向が、80年代の公共政策に大きな影響を及ぼしたと見る。市場原理と民間活力を重視する新保守主義は「日本型福祉社会論」と結びついて、「社会援助の対象としての家族」から「社会保障抑制の支え手、社会保障の担い手としての家族」への政策的な転換をもたらした。性差別撤廃に関連しては、男女雇用機会均等法がキャリアを求める女性にその道を開いた。二重負担を担う主婦に対する優遇策としては、民法改正における配偶者相続権の強化(80年)、国民年金法改正における被扶養の妻の保険料免除(85年)、所得税法改正における配偶者特別控除の新設(87年)などがあつた。サラリーマンと専業主婦中心の標準家族というモデルはすでに現実的でなくなっていたから、モデルが基準とする性別役割分業家族を制度的な手直しで補強する必要があつたのである。(横山、2002、232-234)

その後の事態は非常に複雑であつて、簡潔に整理することは難しいが、大まかに捉えるならば、女性はパートタイムの主婦労働者として二重の役割を担わされただけでなく、高齢化にもなう介護の負担をも押しつけられた。しかし、社会的、経済的な矛盾をすべて女性に押しつ

けて問題が解決するわけではなく、97年には介護保険の制度を創設（2000年施行）して、介護の社会化を図ることが必要になった。介護保険にはさまざまな問題点があり、施行後9年を経過したいまも、安定した制度になっているとは言えないが、上野千鶴子は「介護保険は家族革命だった」、なぜなら「介護保険で、家族観が変わったからである」と断言する。それまでは介護は家族の責任として私事化されていたが、「介護はもはや家族だけの責任ではない」という国民的合意ができたからこそ、介護は社会化され、介護保険は成り立った、というのである。（上野、2005、106）ただ、介護保険による介護の社会化の実態については、もっと詳細な批判的検討が必要である。

20世紀末から21世紀にかけて、晩婚化、非婚化が進み、離婚率が上昇したのも、女性が自らのおかれている社会的状況に対応した結果であると思えることができよう。全体的に見るならば、社会学者が言う「家族の個人化」現象が進みつつある。山田昌弘によれば、近代社会においては、家族は、国家と同様に、その関係が選択不可能、解消困難という意味で、個人化されない領域とされていたが、現代においては、選択可能性が拡大し、個人化が浸透してきている。家族の個人化は家族規範の弱体化として現れるが、これには二つの質的に異なる意味がある。その一つは、家族の枠をなお保持しているが、家族形態や家族行動の選択肢が広がるというプロセスであり、もう一つは、家族関係自体を選択したり解消したりする自由が拡大するというプロセスである。家族のもつ関係性には、個人の自由を制限し抑圧すると言う側面と、個人に経済的、心理的安定性をもたらすという側面があるが、これが弱体化すると、個人は自由になるが、同時に、リスクに晒されることにもなる。（山田、2004a、341-346）2005年の国勢調査によれば、家族とは言えない単独世帯（1446万）が総世帯数（4957万）の29.5%を占めている。50年前の1955年には、わずか3.4%であった。相互扶助的な家族の存在を前提する社会保障制度がすでに成り立たなくなっているだけでなく、資本制を支える労働力の再生産システムそのものが崩壊の危機に瀕しているのである。

3 国家財政と社会保障

石弘光は、戦後日本の税制改革の歴史的回顧を、1950年のシャープ税制改革から始めている。C.S.シャープを団長とし、アメリカの7人の研究者から成るシャープ使節団は、49年5月から4ヵ月にわたる日本での調査活動の後、9月に第一次勧告を行い、50年7月に再来日して9月に第二次勧告を提出した。（石、2008、第I部）石は、この勧告にもとづいて実現した税制が、伝統的租税原則の基本、つまり公平・中立・簡素の原則にきわめて忠実なものであったと評価する。具体的には、それは所得税中心主義であり、利子、配当、キャピタルゲインをも他の所得と併せた上で、ある程度フラット化された累進課税を適用するという総合課税によって、これを実現しようとする。石によれば、それは「すべての所得を公平に、歪みなく中立に取り扱うことを意味し、結果として特別措置を廃止することから税制を簡素にするものであった。この発想は1980年代に世界の税制改革の流れとなった〈課税ベースの拡大と税率緩和〉を先取り

していたといえる。」(石、2008、741)

ところが、この租税原則は、シャープ税制の発足直後から、税制を特定の政策目標に活用しようとする政策税制の発動によって、取り崩されていく。これには二つの流れがある。第一は、「1950年代後半から始まった日本経済の高度成長を支える税制の再構築である。」所得税、法人税に租税特別措置が多く設けられ、これが高度成長が終息した70年代以降も存続し、現在に至っている。第二は、「短期的な視点からの景気対策として繰り返された減税政策である。」70年代の石油ショックや90年代のバブル崩壊に際しては、景気テコ入れのために大規模な減税措置が必要になったが、これが税制の本来の機能を阻害した。成長促進と景気刺激のためのこのような政策税制は、公平・中立・簡素の原則から大きく逸脱するものであった。特定の所得、特定の産業、特定の経済行為を税制上優遇する結果として、課税ベースは大幅に縮小され、不公平が生じ、税制の歪みや抜け穴が顕在化してきた。石自身が82年から2006年まで委員あるいは会長として加わっていた税制調査会は、租税原則堅持の立場から改革を試みたが、意図したほどの成果を挙げるができなかった。現在、先進諸国の税制改革は「課税ベースの拡大、税率緩和」をスローガンに実施されているが、日本では増税をともなう課税ベースの拡大は受け入れられず、減税になる税率緩和だけがつまみ食いの的に実施されることが多かった。石はシャープ改革以後の日本の税制の変遷過程を以上のように総括する。(石、2008、741-743)

日本の戦後税制の一貫した特徴は租税負担率の低さにある、と石はさらに指摘する。租税負担率を国民所得に対する税収総額の比率で表すと、1960~70年代で18~19%、80年代以降今日まではおおむね20%台前半であるが、2000年代に入った時点で、主要先進国のそれはアメリカを除き大体30~40%台になっている。日本では、50年代後半から始まった高度成長期には、毎年膨大な税収の自然増加が造出され、その多くが減税として国民に還元された。税収の自然増を活用して福祉国家の基盤や社会資本の充実を図ろうとする国家的戦略はほとんどなく、「小さな政府」志向が定着した。同時に、高い成長率を持続しようという前提で、社会保障給付の水準を引き上げてきたので、低い税負担に見合う歳出水準の抑制、つまり受益と負担の関係は完全に無視され、財政赤字累増という傾向が日本の財政構造にビルトインされるのである。(石、2008、743-745)

なお石は、戦後税制のもう一つの特徴として、課税ベースの広い間接税である消費税の導入が遅れたことを挙げている。欧州共同体 (EC) 諸国の間では、60年代後半から70年代初頭にかけて、国境税調整のため、また、欠陥の多い取引高税に代わるものとして、付加価値税が積極的に導入された。日本でも、二度の石油ショック以降、経済成長率は大幅に鈍化し、所得税と法人税以外に、第三の安定した財源として一般的な消費税が必要とされたが、その導入の試みは挫折を繰り返し、当初の予定よりも10年遅れて1989年ようやく実現した。(石、2008、745-747) 広井良典も20世紀末の時点で次のように指摘している。ヨーロッパ諸国においては、70年前後に一般消費税ないし付加価値税が導入され、それ以降、段階的に税率が引き上げられて、15%を超える水準になっている。「増税などと言うと現在の日本ではほとんどタブー扱い

のようになりかかっているが、今後の高齢化社会においてこうした税負担の問題は避けて通れない。かりに特別の〈高福祉〉政策を採らずとも、現在のような経済の低成長と高齢化の進展のなかで増税の問題を避け続けていると（かつてのような経済成長のなかでの税収の自然増加がない時代である以上）、後は国債発行等で問題を先送りし累積債務の拡大というかたちで後の世代にツケを回すのみである。」（広井、1999、10-11）その後10年を経過しても、事態はほとんど好転していないように思われる。

2008年度当初予算における租税負担率は25.1%であり、これと社会保障負担率15%を併せた国民負担率は40.1%である。これはアメリカよりはやや高いが、欧州諸国に比べると格段に低いレベルである。さらに、国民負担率に財政赤字の対国民所得比を加えた潜在的国民負担率を考慮する必要がある、これは08年度予算では43.4%になっている。（湯本、2008、50-51）03年時点における国際比較では、日本は国民負担率では36.1%であるのに、潜在的国民負担率では47.1%を示して英、独、仏に近づくが、これは国民が低水準の負担で高水準の受益を享受していることを意味する、と石は指摘する。（石、2004、68-70）

08年秋に始まる世界的な経済危機はなお深刻な影響を及ぼしつつある。「経済危機対策関係経費」14兆7千億円を内容とする09年度補正予算が09年5月29日成立した。これによって、09年度の本予算と補正予算を合算した予算規模は史上初めて100兆円台に達した。政府はこの補正予算によって「国内総生産1.9%幅の底上げと40万～50万人の雇用確保を見込む」が、その使い方については、単なる思いつきの寄せ集めとか選挙を意識したバラマキにすぎず、長期的な見通しを欠く、という批判が与党を含めた各方面から寄せられている。4兆6千億円が配分された社会保障費についても、その妥当性や有効性に疑念が表明されている。しかも、新規国債発行が本予算と補正予算を併せて44兆円になり、過去最大規模まで増加した。歳入が見込む税収は46兆円であるが、不景気の影響で数兆円の減収の可能性があり、国債発行による借金が税収を上回ると懸念されている。（財務省HP、09年6月3日閲覧、『朝日新聞』、09年5月30日付朝刊など）

石弘光は、財政赤字の削減の手段は増税か歳出削減か、あるいはその両者の組み合わせしかないことを確認した上で、次のように論じる。財政赤字が問題になりだした70年代以降の日本において、赤字削減のための戦略として、もっぱら行財政改革による歳出削減が試みられてきたが、それには限界がある。増税はいつも減税とセットで行われ、「ネット減税か税収中立」の枠で進められてきたので、財政再建に税制からの寄与はまったくなかったと言える。財政の健全化のためには、税収増によって基礎的財政収支（プライマリー・バランス）を均衡させることがまず必要である。（石、2008、743-745）

「財政赤字すなわち発行された公債は、どのような意味で、かつ誰の負担になるのか」に関しては諸説があり、国債発行が必ずしも将来世代の重い負担になるとは限らないという見解もある。（湯本、2008、97-102）また、神野直彦と宮本太郎は、財政活動の目的は経済危機や社会危機の解消にあるから、「小さな政府」によって財政収入の均衡化を達成しても、危機を激

化させてしまったら、何の意味もない、と指摘し、「大きな政府」でありながら、財政を有効に機能させることにより危機を解消し、財政収支を黒字にしている北欧諸国の例を挙げる。(神野・宮本編、2006、185-188) いずれにしても、今回の景気対策が現在の危機の克服にどれだけ有効か、また、近い将来における財政状況の好転にも寄与しうるかが、問われなければならない。

4 経済・環境・福祉

現在の経済的危機は多くの失業者や生活困難者を作り出し、国民多数の間に将来への不安を生み出しているため、これに対応して社会保障制度の見直しが必要とされている。だが、広い意味での福祉が経済や経済成長にとって、また、国家財政にとっても、単なるマイナス要因あるいは負担であるだけならば、危機的状況にある国家財政に社会保障のさらなる充実を求めることはきわめて困難にならざるを得ない。だが、近年は福祉に経済効果があるという主張も現れてきている。広井良典は、「福祉の経済効果」については次の三つのレベルを区別して考えていく必要があると主張する。第一は、「公共投資の分野論（ないし配分論）」としての「福祉の経済効果」論である。現在では、伝統的な土木・建設分野への公共投資よりも、老人ホーム建設のような「福祉」のインフラ整備等の方が、経済波及効果ないしは「乗数効果」が大きいことがある。これはケインズの有効需要刺激策としての「福祉への投資」論である。第二は、「家事労働の外部化による（福祉の）経済効果」論である。介護や保育を家庭の主婦などに委ねておくよりは、公的なサービスとしてこれに対応し、その社会化を図っていくほうが、経済全体にとってプラスであるという見解である。これには二つの側面がある。一つは「労働力需給」に関する。今後、出生率低下により構造的に労働力が不足する時代を迎えるが、福祉サービスの充実によって女性を家事労働から解放して就業率を高めることが経済成長にプラスになる。もう一つは「インフォーマル・コスト」論とも言えるものである。経済全体の効率性を考えるとき、高齢者介護の負担などを市場に表れない社会的コストとして評価することができる。たとえば、高齢者の介護を女性の家事労働に委ねるよりも、1人のプロのホームヘルパーが数人の要介護老人を担当し、しかも上質のケアを提供することができれば、サービス全体の効率性を高め、インフォーマル・コストを含めた社会全体のコストを減らすことができる。これは、家事労働を代替することで効率性が高まることを前提する先の「労働力需給」論と同じことを、別の側面から述べているのである。福祉の経済効果の第三は、他の二つと比較すると、やや理念的なものであり、「福祉（社会保障）と経済の持続的発展」とも言うべきものである。環境と経済は以前には対立関係にあると考えられたが、80年代から「持続的発展」というコンセプトの下で、両者の相乗的な関係が唱えられるようになった。福祉と経済の関係についても、同様に考えられるのではないか。(広井、1999、24-28)

広井によれば、第一のレベルは基本的に市場経済ないしケインズの政策の枠内のものであるが、第二においては「家事労働」や「インフォーマル・コスト」のような市場外の要素が視

野に入ってきており、第三の場合には時間軸そのものも広げる形で「市場とその外部」を含むシステム全体の持続可能性に関心が向けられている。だから、第一から第二、第三へと進むにつれて、議論の土俵が市場内部に完結したものから、より広いものへと拡大していくが、第一を潜在的な消費需要の刺激とその市場化として捉えるならば、三者はいずれも「市場とその外部」のダイナミックな相互作用に関わっている。結論的には、経済、環境、福祉という三者を含む全体の持続可能性を追求することこそが、これから重視されるべき方向とされる。(広井、1999、28-30)

広井は別の著書の中で、経済と福祉と環境をそれぞれ次のように特徴づけている。「〈経済〉というものが富の生産とその効率性に関わるものであるのに対して、〈福祉〉はそうした富の分配の公平性に関わるものであり、〈環境〉は富（あるいは人間の経済活動）の総量ないし規模の持続可能性に関わるものである。重要なことは、この三者はそれぞれ固有の価値をもつものであり、その一部だけに視野を限定したり、あるいはこれらのいずれか（一者または二者）に他を“還元”したりしてはならない、ということである。」(広井、2009、21)

社会保障をめぐるのは、戦後の欧米先進諸国において、高福祉・高負担の大きな政府か低福祉・低負担の小さな政府かという対立があった。前者を擁護する伝統的社会民主主義あるいはケインズ主義は、社会保障や公共事業などへの政府の積極的な財政支出が有効需要の拡大を通じて経済成長に寄与すると主張し、後者を擁護する保守主義あるいは市場主義は、政府の介入を最小限にし、できるだけ市場経済に委ねることが経済成長につながると主張した。経済成長と富の持続的な拡大を目標ないし前提とする点では、両者は同じであった。だが、70~80年代前後から、環境問題への関心の高まりと、物質的な豊かさの飽和を背景に、政府の大小ではなく、成長志向か環境志向かが対立軸となり、資源・環境制約の中で長期にわたって持続可能な社会のあり方が求められるようになった。そこで現れてくるのが、「持続可能な福祉社会」であり、「定常型社会」である。(広井、2009、22-25)

この定常型社会を考察する上での基本的な視点の一つが、人々の消費構造の変化である。18世紀前後から市場経済の領域は飛躍的な拡大を続けてきたが、最近では「貨幣で計測できるような人間の需要あるいは欲求」がほとんど飽和しつつある。人間の消費は、物質の消費からエネルギーの消費、情報の消費を経て時間の消費へという流れで展開するが、最後に位置する時間の消費という新たな方向がいま顕在化しつつある。これは①余暇・レクリエーションや文化に関するもの、②ケアに関するもの、③生涯学習など自己実現に関するもの等を指す。これらを時間の消費と呼ぶのは、そうした活動をする時間を過ごすこと自体が充足や喜びを感じさせる(=自己充足性)という性格をもつからである。このような消費を貨幣で計測することは困難である。資本主義は「私利の追求」を最大限に活用したシステムであったが、このシステムがいまや飽和し、機能不全に陥りつつあるのである。(広井、2009、25-28)

このような消費構造の変化から帰結するのは、市場経済の領域における生産過剰であり、その具体的な結果が先進諸国における慢性的な高失業率である。これまで経済成長が必要とさ

れた主要な理由には、失業の存在があった。失業が存在するのは労働力に対する需要が不足しているからであり、それは経済の規模が小さすぎるからと説明された。したがって、経済の規模の拡大（＝経済成長）が必要になる。公共事業などを行って、需要を刺激すると、経済成長を通じて失業はなくなり、問題はいったん解決するが、このような過程は労働生産性の上昇を伴い、生産されるモノやサービスが増加するので、モノが余って、再び失業が生じる。ところが、現在のように需要が飽和してくると、需要の拡大によって経済を成長させることは難しくなり、「成長（市場経済の拡大）による失業問題の解決」という発想を転換していくことが必要になってきた。技術革新によって高度の生産性を実現した社会においては、少人数の労働で大量の生産が可能になるので、その結果、多数の人々が失業する。雇用を「椅子取りゲーム」にたとえるならば、椅子の数が雇用の総量を表し、椅子からあぶれることは失業を指すが、ここでの問題は、第一に椅子の数が増えるという前提が成り立たないことであり、第二に労働生産性を上げることは椅子の数を減らすことを意味することである。雇用の総量を増やすには、海外に需要を求めるしかないが、これはすべての国が実現できることではないし、すべての国がこの方向を追求するならば、有限な資源からなる地球の持続可能性が失われるであろう。先進諸国の現状を見ると、「ヨーロッパの場合は（最低賃金が高く雇用保護が強いため）高い失業率が慢性化し、逆にアメリカや日本は見かけ上の失業率は相対的に低いものの低賃金やワーキングプア、貧困率の高さが顕著となっている。」広井は結論する。「定常型社会＝持続可能な福祉社会」のモデルになるのは、「ある程度の失業とは共存しながら、社会保障による再分配を充実させ、それを通じて貧困率をできる限り低い水準とし、他方、賃労働時間をできる限り削減し（これによって失業率そのものを減らし）、かつ内部で循環するような経済を作っていく」社会である。（広井、2009、30-39）

5 人口ボーナスとその反動

アマルティア・センは、99年にシンガポールで行われた講演の中で、20世紀後半における日本、韓国、中国、インドなどのアジア諸国の経済発展の特色として、第一に基礎教育が変革の原動力として重視されたこと、第二に教育・人材養成・土地改革・信用供与などによる基本的な経済エンタイトルメント（人々が十分な食糧などを得られる経済的能力や資格）が普及し、これによって市場経済が提供するさまざまなチャンスへのアクセスが拡大したこと、第三に開発計画によって国家機能と市場経済の効用の巧みな組み合わせが行われたこと、を挙げている。センによれば、市場メカニズムが成功するには、これを「抑制するのではなく、より円滑に、そしてはるかに公正に機能させることが必要」であるが、上述のアジア独特の政策はそれらの諸国において制度の整備と人間的発展を実現し、多くの人々が経済拡大のプロセスに直接参加することを可能にした。これは、人間的発展はその国が豊かになって初めて手にする贅沢品であるという、欧米において支配的であった見解を覆すものであった。（セン、2002、19-26）

確かにアジア諸国は20世紀後半に欧米の常識を超える経済発展をなしとげたが、これに寄与

した要因として、センが指摘したものの他に、「人口ボーナス」を挙げることができる。人口ボーナスは、多産少死から少産少死に至る人口転換の過程で生じるが、大泉啓一郎はこれを「出生率の低下に伴う生産年齢人口（15～64歳）の人口比率の上昇が、労働投入量の増加と国内貯蓄率の上昇をもたらし、経済成長を促進する」ことと説明する。（大泉、2007、vi）14歳以下の年少人口と65歳以上の老年（高齢）人口を併せて従属人口と呼ぶが、従属人口を生産年齢人口で割って100を掛けた値が従属人口指数である。（大泉、2007、48）そして、従属人口指数が50以下の時期が、人口学的に見て急速な経済成長が可能となる人口ボーナス期であるとされる。（小川直宏、『知恵蔵』2007年版、487）

日本の場合には、団塊の世代が生まれた1947～49年には4以上を示した合計特殊出生率が50年から急落し、75年以降は2を割りこむようになった。20年以降、5年ごとに実施されてきた国勢調査によれば、50年までは年少人口は総人口の35%以上を占めてきたが、55年以降に漸減し、2005年の13.7%に至る。老年人口は総人口の5%程度で推移していたが、55年以降は漸増して、05年には20.1%に達した。生産年齢人口は50年までは50%台であったが、55年以降は60%台を保ち、05年においても、00年に比べて2.1%減少したものの、なお65.8%という高い水準を示している。特に65年から00年までは、67%以上を保っていたので、従属人口指数は50以下であった。このことが日本の経済発展を支えた一つの要因であることは否定できないであろう。

多産少死は人口爆発を招く。特に農村では過剰な労働力が生じ、大量の人口が農村から都市へ流入するという現象が起きるとされる。日本でも、多くの若者が都市へ出て行き、経済成長期の都市はその増加人口で労働力需要を賄った。国内で人口ボーナスを生かしえない状況にある場合には、都市にスラム化現象が起き、また、外国への移民、難民という途をたどらざるを得なくなる。経済成長期の日本において、農村からの過剰な労働力の供給と都市における労働力需要の増加が時期的に一致したのは幸運であったとも言えよう。（阿藤、2003、33-34）センは、日本とアジア諸国の経済発展を可能にした要因として、基礎教育の重視という質的側面を第一に挙げたが、労働力が豊富に存在したという量的側面をも無視してはならないであろう。（岩井、2003、218-219）

だが、人口ボーナスの時期の後には、その反動が必然的にやってくる。日本では、高い出生率を示した世代は、現存の最大のコーホートである団塊の世代を最後に、5年後には全員が「老年」グループ入りする。それ以後は高齢化がさらに進み、「生産年齢」層の減少傾向がますます顕著になることは確実である。2以下の合計特殊出生率が30年以上も続けば、高齢化と相まって、深刻な影響が現れてくるのは当然である。大泉によれば、生産年齢人口は96年から減少し始めており、国連の人口推計では21世紀の最初の20年間に1176万人減る（2000年には8622万人であるから、13.6%の減少になる）と見込まれている。だから、「女性と高齢者の就労を促進することは、重要な高齢化対策であるとともに、労働投入量の維持の点では実質的な人口ボーナスの引き伸ばし策」になるが、退職者の数は女性や高齢者の就業者数の増加をはるかに

上回っているのです、その効果に過度に期待することはできない。現に日本だけでなくシンガポール、韓国、台湾でも、外国人労働者の受け入れが始まっている。大泉は「生産性の向上がないものと仮定すると、生産規模の拡大には、人手の確保が重要な鍵を握る」と述べて、もっぱら労働力の不足に焦点を当てる。(大泉、2007、94-99)

08年秋以降の世界的不況の中で、日本でも失業者が急増しているが、将来的には労働力が不足するのであれば、失業者の増大は一時的な現象とみなしていいのであろうか。言うまでもなく、問題はそれほど単純ではない。前節で広井良典にしたがって述べたように、現代において、需要は飽和状態に達してきており、需要の拡大によって経済を成長させて失業問題を解決することは難しくなっている。また、これまでのような形で経済成長を図ると、その過程で労働生産性が高められることによって、新たに失業者が生み出されることになる。その帰結は、椅子を確保するために過労になるほど働いて生産性を上げようとする者と、失業者あるいは非正規労働者との二極分化である。前者に仕事と富が集中するならば、「分配」が新しい形で問題になってくる。また、これまでは「人手不足・資源余り」であったから、少ない労働で多く生産する「労働生産性」が重要であったが、慢性的な生産過剰を背景に「人手余り・資源不足」になっている現在では、環境効率性ないしは資源生産性(少ない資源消費で多くの生産)が求められ、経済構造を資源集約型から労働集約型に変えていくことが要求される。スウェーデンなどの北欧諸国では、失業率も貧困率も低い、これを可能にしている要因としては、介護などの福祉分野の労働に政府が積極的な支出をすることにより、低賃金労働を減らすと同時に就業率を高めていることがあるとされる。(広井、2009、30-39) 社会福祉分野への支出にどれだけの経済効果があるかについては、いっそうの調査研究が必要であるが、放置しておけば、失業保険や生活保護制度からの支出が増えるのだから、この支出を正当化する最小限の理由はあると考えられる。人口ボーナス現象と高齢化とをアジアで最初に経験した日本が、アジア諸国にどのようなモデルを示しうるかがいま問われているのである。

Ⅱ 格差・貧困・社会的排除

1 格差は拡大したか

「1億総中流」と言われ、世界的にも平等度が高いと言われた日本社会において、経済的格差が拡大しつつあるという見解は、20世紀末に提起された。この見解をめぐる論戦はキーワードを変え、焦点を変えながら、今も続いている。国民生活基礎調査によれば、所得格差の程度を示す可処分所得のジニ係数は86年の0.293から95年の0.317、さらに01年の0.335へと増加しているが、大竹文雄は、所得格差はもともと高齢層において大きく、格差が拡大したのは、高齢者世帯の比率が高まったからである、と説明し、政府も近年の格差拡大は高齢化がもたらした見せかけの変化にすぎないという見解を示した。(大竹、2005、1-9)

だが、大竹はさらに指摘する。高齢化が進むと、現時点での所得格差は必ずしも生活水準

の格差を示さなくなる。多額の資産をもつが勤労所得のない高齢者がいるからである。だから、むしろ生涯所得の格差を重視すべきであるが、これは計測困難であるから、その代理指標として消費の格差を用いるのが妥当である。大竹は「全国消費実態調査」(79年、84年、89年)を用いて、消費について、年齢を経るごとに同一世代内の不平等度がどのように高まるかを分析し、その結果を次の4点にまとめた。①40歳以降、消費分布の不平等度が急速に高まる。②所得分布と消費分布とについて、年齢とともにほぼ同率で不平等度が上昇する。これは所得の不平等度の増加が消費のその増加をはるかに上回っているアメリカやイギリスとは異なっている。③新しい世代ほど、ライフサイクルの当初から消費の不平等度が高い。④80年代を通して消費の不平等度が上昇した要因として、人口の高齢化と世代間の不平等の高まりを指摘することができる。(大竹、2005、61-64)

大竹はさらに論ずる。同じ世代内の消費の不平等度は生涯所得に対する予測されなかった個人別のショック、たとえば解雇や病気などによって変動する。これらのショックに備えてあらかじめ保険をかけておくことができれば、不確実性を除去できる。ここでいう保険制度は、生命保険、損害保険などの私的保険、年金、健康保険などの公的保険に加えて、血縁・地縁による相互扶助のような暗黙的な保険をも含む。だが、個人が直面する永続的ショックのすべてを保険でカバーできるわけではない。高齢化の進行によって個人が生涯を通じて直面する不確実性、特に健康状態に関する不確実性の度合いは高まる。家族内での暗黙的なリスク・シェアリングの機能も低下しているから、これにともなうリスクに介護保険制度の充実で対応することが必要である。ただ、大竹は、制度の充実が高齢者世代内の保険による所得移転で行うべきであって、世代間所得移転はこのケースにおいては正当化されないと主張する。彼はまた「前世代の不平等が後世代に引き継がれ、より新しい世代の世代内の不平等度が高まる傾向が近年顕著になっている」と認め、資産所得税や相続税の強化の必要性を示唆する。(大竹、2005、64-86)

大竹は別の論文の結論部分において、「国民生活基礎調査」などのデータの検討にもとづいて、生涯所得の格差を代理する消費の格差の動きは、所得格差の動きと平行か、所得格差の拡大よりも大きく、特に50歳未満の年齢層でこの傾向が顕著である、と指摘する。「50歳未満層における消費不平等度の拡大は、現在の所得不平等度に現れない将来所得の格差拡大を反映したものである可能性がある。」そして、この現象を説明する仮説として、①所得階層間移動の可能性が若年層で低下、②若年失業率の上昇を通じた生涯所得格差の拡大、③消費者信用(金融市場)や家族の所得保障機能の低下、④遺産相続を通じた資産格差の拡大、の4点が挙げられている。(大竹、2003、17)

②について、大竹は指摘する。有利な条件での転職の可能性のあるアメリカでは、一時点での賃金格差がただちに生涯所得格差に結びつくとは考えられていないが、就職の機会が新規学卒の時点に限られている日本では、個人の生涯賃金が就職の時期の景気・不景気に左右される。また、①、③、④はいずれも家族に関わっている。①と④においてはおそらく親子関係が決定

的な要因であり、③においては親子関係と夫婦関係が主要な要因になると思われる。(大竹、2003、10-12) もちろん、生涯所得が最終的にどうなるかは不確定であるが、若年・壮年の人たちが自分の将来について悲観的な見通ししかもてなくなっているとしたら、そこにはきわめて深刻な問題がある。

なお、白波瀬佐和子も、格差と不平等の異同を論じるという文脈において、佐藤俊樹の言う社会学的格差は相対的な差に着目するが、それは「期待水準と現実水準の落差」であり、単なる量的な差を超えて不条理や不平等の概念を伴うと紹介した上で、さらに次のように論じる。経済格差は単なる所得の差以上に、より包括的な個人や世帯の社会経済的有利さあるいは不利さを生むところが重要である。包括的とは、「単なる一時点での諸財力の保有量を超えた、将来起こるかもしれない様々な社会的リスクへの対応力をどの程度潜在的に保有しているか」を意味する。高所得層と低所得層の違いは年間所得の差以上の違いを秘めている。(白波瀬、2006、48-49) 白波瀬は、このような不平等について、世帯構造やジェンダーの観点から統計的に検討した上で、次のように述べる。高齢層における低所得の割合は若年・中年層に比べると高いが、改善されてきており、経済格差は縮小しつつある。他方、若年層、特に単独世帯を中心に、経済的リスクが大きく上昇しており、これを視野に入れて、高齢層に偏った制度を見直すことが必要である。(白波瀬、2006、75)

将来的な見通しについての格差の拡大という大竹の見解と、予想されるリスクへの対応力を問題にする白波瀬の見解は、希望の格差の拡大を指摘する山田昌弘の見解と、未来に関わるという点と家族関係がこれを左右する要因になると考える点では共通している。山田は、格差拡大に関する議論が、男性の収入格差のみを論じていることと、収入格差が量的なもので表現され、多少の努力では乗り越え不可能な質的な差に触れていないことに、不満を表明する。彼によれば、現代日本において二極化現象が進むのは、第一に、職業に質的な格差が出現・拡大し、第二に、自分の仕事能力によらない生活水準の格差が出現・拡大しているからである。第一について、山田は次のように説明する。ニューエコノミーと呼ばれる産業構造の転換により、専門的能力を必要とする職種の労働者と、マニュアル通りに働くだけの単純労働の職種の労働者への二極分化が起こる。前者には企業からの引き留め圧力が働き、収入は高くなり、転職に際しても有利な条件が提示されるが、後者は一生低賃金を強いられ、解雇・失業の高いリスクにさらされる。このような現象の悪影響をまっさきに受けるのが若者である。第二について、山田が挙げるのは家族の利用可能性という要因である。まず、夫の収入は同じだとしても、「妻が専業主婦か、パートか、フルタイムかで生活水準が違ってくる時代になった。」また、親子の経済関係、つまり、親からの援助を受けられるか、また、資産の相続を期待できるかも、生活水準を決定する重要な要因になってきている。教育社会学者は、親の階層が子の職業的成功に与える間接的な効果の拡大を指摘している。さらに重要なのは、職業領域における質的格差の発生と、家族の利用可能性による格差の拡大は、相乗効果的に二極化を加速することである。内閣府の若者調査では、高収入同士の男女が結婚するという傾向が現れており、このような

カップルとフリーター同士のカップルでは、個人の収入格差以上に、世帯の生活水準の格差がつき、将来の生活見通しでは、もっと大きな格差がつくと予想される。この格差が子の世代にも受け継がれるであろうことは、容易に想像できる。このように自分の努力によらない格差が拡大し、これを乗り越えられないと認識したとき、将来に希望をもてない人々が増加し、「希望の格差」が生じるのである。(山田、2004b、59-68)

なお、経済史の分野から健康格差と健康の社会的決定要因の疫学的研究に進んだ英国の学者リチャード・G・ウィルキンソンは、1990年代において米国や英国で平均寿命の格差によって表される健康格差が階層間で大きくなっていること、この格差が社会的、経済的地位によるものであることを明らかにした。「このような平均余命の大きな格差は、その原因が何であれ、現代の先進諸国の最も深刻な社会的不公平である。」(ウィルキンソン、2009、27-28) 彼の実証研究の成果とそれに基づく主張を詳しく紹介する余裕はないが、彼は社会関係が力の強さによって順位づけられる社会と、社会的義務、平等、協力に基づく関係を重視する社会とを対比する。「不平等な社会では、自己利益を追求し、連帯が損なわれ、しばしば非常に反社会的であり、ストレスが強く、暴力事件が起こりやすく、社会関係が希薄であり、健康も損なわれる。対照的に、平等な社会では、連帯感が強く、暴力的ではなく、お互いに支援しあい、排他的ではなく、健康状態もよい。」個々の社会はこの両極端の社会の間のどこに位置するかによって評価される。(ウィルキンソン、2009、31-32)

また、ロールズの正義論の保健医療への適用を試みるノーマン・ダニエルズは、世界の諸国における豊かさと平均寿命の関係を調べた結果として、「相対的所得仮説」が支持されると主張している。この仮説は「格差は、各国の住民の死亡率や平均寿命と強い相関関係にある」というものであるが、これは豊かな国々の方が平均寿命は長いことを意味するだけでなく、豊かな国々の中でも、所得分布がより平等な国とそうでない国とを比較すると、後者よりも前者において平均寿命が長いことをも含意する。また、米国の中で所得分布がもっとも不平等な諸州では、公教育への投資が少なく、保険に加入していない人が多く、社会的セーフティネットへの支出が少ないが、そのことが教育成果の低さ、さらには幼児や子どもの高い死亡率をもたらすと推定される。そこで、どの程度の健康格差が正義に反するかという規範的な問いが生じるのであるが、ダニエルズは次のような「驚くべき結論」に達する。「正義にかなった社会では、健康格差は最小となり、人々の健康状態は改善されるであろう。つまり、社会正義はわれわれの健康によい。」(ダニエルズ他、2009、10-36) まだ検討すべき点は多く残されているが、いずれにしても、格差に関してこのような多面的な観点からの探究が今後、重要になってくると思われる。

2 貧困とは何か

経済的な格差は相対的な概念であり、所得の格差にしても、消費の格差にしても、その存在を数量的に示すことができ、その上で、何によって格差が生まれているか、どの程度の格差が

許容されるか、が問われる。貧困についてはどうか。岩田正美は、「貧困は人々のある生活状態を〈あってはならない〉と社会が価値判断することで〈発見〉されるものであり、その解決を社会に迫っていくものである」と主張する。(岩田、2007、9) 岩田によれば、格差は記述的な言葉のレベルで把握できるので、「格差があつてどこが悪い」と開き直ることも可能であるが、貧困は「社会にとって容認できない」あるいは「あってはならない」ものであつて、価値判断を含む表現である。貧困の存在は政治の失敗、市場の失敗を示すから、どこの国でも、政府や経営者団体は貧困問題を取り上げたがらない。日本でも、戦後の経済成長によって豊かな社会が実現し、また、皆保険・皆年金体制が成立したので、近年にいたるまで、多くの人々が貧困問題は基本的に解決したと信じこむ、という時期が続いた。いま、働いているのに暮らしていけないワーキングプアが増え、社会保障制度等によるセーフティネットではこれに十分に対応できないという状況が現れてきて、改めて貧困の「再発見」が重要な課題になってきたのである。(岩田、2007、23-30) 反貧困ネットワーク作りの活動を進める湯浅誠は、貧困が見えないだけでなく、積極的に隠されており、そのことが自己責任論を許し、いっそう社会から貧困を見えにくくしているが、さらにそのような構造が自己責任論を誘発するという悪循環が起こっている、と指摘する。「貧困問題解決への第一歩は、貧困の姿・実態・問題を見えるようにし(可視化し)、この悪循環を断ち切ることに他ならない。」(湯浅、2008、86-87)

貧困は格差と違い社会として放置しておけない問題であるとする、貧困か否かの区別は、社会が責任をもって解決すべき状態と個人や家族に委ねておけばよい状態との境界を設定するという、困難な価値判断に帰する。社会はこれまで何を基準にしてこの判断を下してきたのだろうか。岩田にしたがつて、いくつかの例を挙げる。一つの基準は「貧民窟・スラム」という空間的な境界による把握である。そこでの生活は、すべての点で普通の人々の生活と明瞭に違って見えるから、スラム自体があつてはならない状態とされる。これに近いものとして多くの日本人が想起するのが、「雨の降らない砂漠、水や食糧の不足、児童労働などのイメージを伴った」アフリカであろう。20世紀のワーキングプアの場合には、同じ社会で働く人々の中に貧困を発見するための別の判断基準が必要であった。英国で1899年にヨーク調査を行ったシーボーム・ラウントリー(1871-1954)は「単なる肉体的能率を保持するために必要な最小限度の支出」としての人間の生存費用にこれを求めた。福祉国家におけるナショナル・ミニマムという考え方も、ラウントリーの生存の費用=最低生活費の影響を受けている。これに対して、人間は社会の中でそのメンバーとして生きているのであつて、社会の一員として生きていくための最低限の生活費が貧困の境界となる、という新しい基準が、ラウントリーを批判したピーター・タウンゼント(1928-)によって提起された。彼は具体的な貧困の境界を測る尺度として、「標準的な生活様式からの脱落、すなわち社会的剥奪(social deprivation)」という概念を用いた。この生活様式には、食事の内容、衣類、耐久消費財の保有や友人とのつきあい、社会活動への参加などが含まれる。収入が減っていくと、剥奪される指標の数が増えていくが、「剥奪されている指標数が急速に多くなる収入水準のある一点を貧困の境界とする方法」を彼

は提唱した。ラウントリーの生存費用は「絶対的貧困」と呼ばれ、剥奪指標で判断されるタウンゼントの貧困は「相対的貧困」と呼ばれるが、収入水準のある一点を動かさないものとして設定するという意味ではこれも絶対的と言える。いずれにしても、「変化する生活様式を踏まえた相対的貧困の立場に立つと、豊かな社会でも貧困が〈再発見〉される可能性が高くなる」のである。(岩田、2007、32-44)

岩田は最近の試みとして、イギリスの社会政策学者ブラッドショーらの社会的生存費用ともいべき考え方を紹介している。それは、普通の人々と同じ生活様式を保つだけの生活財やサービスをもっとも低価格で入手することを前提して、最低生活費を算定する、というものである。ブラッドショーはまた、貧困測定をする場合に、一つではなく、いくつかの貧困ラインを併用することを勧めている。たとえば、社会的生存費用、人々が主観的に考える貧困レベル、OECD（経済協力開発機構）などで使われている相対所得貧困基準の三つを同時に使うというのである。OECDは、世帯所得を家族数や構成の違いを考慮して、どの世帯の所得も適正に比較できるような等価所得に調整した上で、これを低い方から高い方へ並べ、ちょうど中央にある世帯の等価所得の半分である50%水準を貧困ラインとして用いる。これは「最低」についての理論的、実証的裏づけをもたないし、50%でなく、40%とか60%を境界とすることもあるので、「いい加減な感じがしないでもない」が、国際比較には便利であるとされる。(岩田、2007、44-48) OECDによる加盟20カ国の調査(2000年)によれば、相対所得貧困世帯の割合は20カ国全体の平均では10.4%であるが、日本はメキシコ、アメリカ、トルコ、アイルランドに次いで高い方から5番目の15.3%になっている。(岩田、2007、73、橋木、2006、23-25)

日本の制度で貧困の線引きに直接に関係するのは生活保護基準であり、これとの比較検討の対象になるのが最低賃金法の規定や基礎年金額などである。最低賃金や基礎年金額は生活保護基準を下回るべきではないとも考えられるが、実際には必ずしもそうっていない。生活保護は公的扶助であり、社会保険である基礎年金や市場で活動する企業が支払う賃金とは性格を異にする。ただ、生活保護と基礎年金は同じ社会保障制度の中でそれぞれ重要な役割を果たしているのだから、両者の間には整合的な関係、あるいは共通の尺度が必要であろう。また、生活保護の役割は救貧であり、貧困に陥った人を救う「社会保障の最後の砦」であると言われるが、基礎年金と最低賃金は防貧、つまり貧困に陥るのを防ぐための重要な制度である。防貧がうまく機能せず、貧しい高齢者やワーキングプアが増加して、その多くが救貧の対象になってきたら、生活保護の制度も存続が難しくなる。だから、貧困の線引きに当たっては、少なくともこれら三つの制度・基準を比較検討した上での総合的な判断が求められるであろう。また、最低賃金の設定が妥当であるとしても、職がなければ意味はないから、雇用をできるだけ確保し、失業に備えて雇用保険を整備するという方策も必要である。なお、生活保護は生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8項目を含むが、医療扶助費は生活保護費総額の半分以上を占めている(06年予算ベースで51.8%)。生活保護受給者は、医療保険に加入していないが、保険加入者とほぼ同じ医療サービスを自己負担なしで

受けることができる。それに伴う問題点にいまは立ち入らないが、深刻なのは、生活保護受給者以外の人々の間で無保険者が増え、そのために医療サービスを受けられなくなっているという現実である。(鈴木、2008、147-154)

3 社会的排除

「排除」あるいは「社会的排除」は、元来は、異常とか逸脱とみなされる個人や集団を社会集団や場の外部に押し出してしまふ行為あるいは意識を意味したが、近年、「社会的包摂」の対概念として新しい意味をもつようになった。岩田正美はこの新しい概念は「フランス生まれ、EU育ち」であると言う。フランスでは70年代に、成長から取り残された障害者などをどのようにして社会に「参入」させるかが課題になった。「連帯」思想を基礎にするフランス共和国にとって、特定の人々を社会的な諸関係から「排除」することは重大な欠陥と考えられたのである。80年代には、若年者失業問題が深刻になった。新卒時に就職できなかった若者たちは失業保険の対象にならず、当時は若年失業者を枠外においていた社会扶助の対象にもならなかった。特に旧植民地からの移民の子孫でフランス生まれの二世、三世の若者たちは社会参加を阻まれ、高い失業率に苦しんで、不満からしばしば暴動を起こした。ヨーロッパの新しい経済社会統合をめざすヨーロッパ連合(EU)にとっても、排除との闘いは重大な課題であり、EUの中では、社会的排除と社会的包摂がしだいに加盟国の社会政策のキーコンセプトになっていった。(岩田、2008、16-19)

岩田は、社会的排除を「主要な社会関係から特定の人々を閉め出す構造から、現代の社会問題を説明し、これを阻止して〈社会的包摂〉を実現しようとする政策の新しい言葉」(岩田、2008、12)と定義するが、ここには明らかに排除を阻止すべきものとみるという価値判断が含まれている。それは当初、フランス、EU、その加盟国において、もっぱら社会政策担当者たちの政策推進の言葉として使われたので、その意味が故意に曖昧なままにされてきたと批判されることがあったが、最近はこのについての学問的、実証的研究が進んできている。岩田はそれを次のようにまとめる。第一に、社会的排除は、「それが行われることが普通であるとか望ましいと考えられるような社会の諸活動への〈参加〉の欠如」を端的に表現している。「貧困が、生活に必要なモノやサービスなどの〈資源〉の不足をその概念のコアとして把握するのに対して、社会的排除は〈関係〉の不足に着目して把握したものであることが常に強調されている。」(岩田、2008、22-23)第二に、社会的排除は「さまざまな不利の複合的な経験の中に生まれている。」この不利の複合的な経験は個別的な様相を示しており、人々の人生行路の軌跡の中でしか把握されない。ロザンヴァロンによれば、社会的排除は旧来型の福祉国家では対応できない、個別の人生軌跡の中に生ずる諸問題の総称である。だから、彼は個別化された排除の状況を統計的に把握することは困難であると述べ、長期失業者と過剰債務世帯についてこのことの例証を試みている。(岩田、2008、24、ロザンヴァロン、2006、206-210)

だが、統計的な把握は無理であるとしても、「同一集団を長期に追跡するパネル調査のミク

ロデータの利用などを前提に、いくつかの指標をつくる試み」はある。EUは社会的排除の指標として、経済のほかに教育、雇用、医療、住宅、社会参加を挙げている。人々の社会活動のあらゆる側面を視野に入れ、多面的な社会問題を包括的に表現するという、社会的排除のこのような特徴づけは、それがあつた状態であるというより、むしろプロセスであるという把握につながっていくが、そのプロセスを通じて多種多様な要因が相互に影響し合うので、「排除」によって示される必要のある「何か」がかえつて曖昧になってしまう。岩田は、この何かを明らかにするには、排除の次の二つの側面に焦点を当てる必要があると主張する。その第一は空間的な側面である。「社会的排除は、しばしば特定の集団を特定の場所から排除し、その結果排除される人々が特定の場所に集められる。また、その結果として、特定の場所それ自体が、排除された空間として意味づけられていく。」社会的排除はソーシャル・キャピタルの不足と言ひ換えられることがあるが、その意味では、それは「個人がその人生で利用すべき何らかの〈資本〉の不足、とくに地域空間に展開されるネットワークや、連帯感の不足として把握される。」第二は福祉国家の諸制度との関係である。その一つは「ある特定の人々が制度から排除されてしまう」という側面である。これには、市民としての資格を欠いていると疑われている場合と、資格はあるが制度へのアクセスを実質的に妨げられている場合がある。もう一つは「制度それ自体が排除を生み出す」という側面である。これには、一定地域への公営住宅の建設がそこへの貧困な人々の集中という意図しない結果を生むような場合と、特定層を特定の場所に隔離し隠蔽することが意図的に行われる場合とがある。(岩田、2008、24-32)

さらに岩田は、社会的排除には「1980年代以降の経済社会の大きな変動と関連し、その変動が生み出した〈社会分裂〉の一つの帰結として議論されている」という特徴があると指摘する。大きな変動とはグローバリゼーションとポスト工業社会への変貌であり、その中で生じているさまざまな生活状況の変化である。社会的排除はこの新たな経済社会状況における、社会の分裂が引き起こす社会問題の新しい呼び名である。旧来の福祉国家は、工業社会の労働者家族をモデルとしており、この家族の共通リスクを国家がコントロールすることが可能であるという認識に立つが、グローバリゼーションとポスト工業社会はこの共通リスクのコントロールでは把握できない問題を出現させ、新しい経験を福祉国家に突きつけているのである。(岩田、2008、32-36)

以上の社会的排除論は主としてフランス的な連帯思想を基礎にしたものであるが、イギリスでは、社会の完全な成員に与えられるシティズンシップ、つまり市民権、参政権、社会権の三つの権利の実現が否定されている人々の存在が問題にされている、と岩田は言う。なお、アメリカでは、同様の事象を指す政策の用語として、「アンダークラス」が用いられ、排除される人々を当人たちのモラルの欠陥と結びつけて議論する傾向が強かったとされる。(岩田、2008、37-39)

イギリスにおいて活動する社会学者のジグムンド・バウマンは、「アンダークラス」を「労働者階級」および「下層階級」と対比して、次のように説明する。労働者階級は、富裕な者と

富裕でない者の役割と機能が分かれている社会状況において、果たすべき役割をもち、社会に有益な貢献を果たし、それによって報酬を期待する階級のイメージを呼び起こす。下層階級は、人々が移動を繰り返して、変化を受け入れやすい社会において、現在の苦境からの出口であるはしごにまだ上っていないか、その下に立っている人々のイメージを喚起する。それに対してアンダークラスが呼び起こすのは、階級を超えていて、ヒエラルキーの外側に位置し、再承認の機会も必要性もない人々というイメージである。つまり、役割もなく、有益な貢献も行わず、原則として、救済の対象の枠外にある人々のことである。(バウマン、2008、137)

アンダークラスは非常に雑多な人々の集合であり、その一つの特徴は、「他の人々が彼らに適切な存在理由を見出せず、彼らが周囲にいない方が、自分たちはずっと幸せだと想像してしまうことかもしれない」とバウマンは言う。彼らがみな無用の人間であるので、彼らがもちこむ危険が彼らに対する認識を決定する。それらの危険はきわめて多様であり、危険があると思われるところに、恐怖心が生まれる。物乞い、麻薬使用者、未婚の母等は個々には確かに存在するが、彼らをアンダークラスという一つのカテゴリーに入れ、一つの実体にまとめ上げた上で、彼らを「集団として無用であるとし、社会に対する恐ろしい危険性を宿していると非難することは、価値選択と評価の行使であって説明ではない」のである。(バウマン、2008、137-141)

4 ヤングの排除型社会論

イギリスの犯罪学者かつ社会学者であるジョック・ヤングは、レヴィ＝ストロースによる包摂型社会（人々を飲み込む社会）と排除型社会（人々を吐き出す社会）の区別を用いて、第二次世界大戦後の包摂的な世界（近代）と20世紀の終わり3分の1の時期に現れた排除的な世界（後期近代）を対比する。レヴィ＝ストロースによれば、未開社会は包摂型であって、よそ者や逸脱者を飲み込み、自らと一体化し、そこから強さを得ようとするが、現代社会は排除型であって、逸脱者は社会から排出され、外部に追放されるか、施設に隔離される。(ヤング、2007、145-147) 同様に、ヤングによれば、近代社会は「人々を飲み込む」社会であり、「犯罪者は社会復帰させられ、精神障害者と薬物依存者には治療が施され、移民は同化させられる。」これらの「役に立たない人々」を処理し、管理することが、福祉国家にとってしがいのある仕事になったが、それは中流階級の基準を「正常」として絶対化し、これへの同化を押しつけることによって可能になった。だが、「寛容の1960年代」が到来すると、「正常」の定義も広くなり、逸脱とみなされていた行動も大幅に認められるようになった。60年代の包摂主義はほとんどの「社会問題」を正常とみなし、残りのわずかな部分を病理とみなすという、二元論的な特徴もっていた。ところが、価値観の多元化、海外移民の流入、下位文化の多様化などの現象によって、これまでの基準が絶対的なものとして通用なくなり、社会的困難がいたるところに噴出してきた。人々が多様化し、同化困難な人々が急増した。こうして、後期近代における寛容／不寛容の構造は、近代のそれとは正反対のものになりつつある、とヤングは指摘する。

「多様性は容認されるようになり、ライフスタイルの差異はむしろ賞賛されている。しかし他方で、同化困難な人々はますます許容されなくなってきた。」これが「人間を飲み込む社会」から「人間を吐き出す社会」への変化である。社会的差異と社会的困難がともに増加し、犯罪と社会病理が拡大する。「イングランドとウェールズでは、1955年から95年のあいだに犯罪発生率は11.5倍になり、暴力事件は20倍にまで激増した。」(ヤング、2007、154-168)

ヤングは、包摂型社会から排除型社会への移行がもたらした帰結を、エドワード・ルトワクを引いて、次のようにも説明している。所得配分の格差が拡大するので、一方で、貧困層はたえず相対的な剥奪感を抱き、そのために犯罪が増加するが、他方では、裕福な層も不安定な状態に置かれて不安を抱き、法を犯す者には不寛容と厳罰で対処すべきだという意識が高まる。また、報酬や能力についての測定基準が不明確になり、貧困層もプログラム化された行動の枠に嵌められることでは満足しなくなった。「フォーディズム時代の無味乾燥な大量消費やレジャーは、ポストフォーディズム時代の多様な選択肢や個人主義の文化のもとで、刹那的な満足や快楽、自己実現を重視するものへ移行した。」ケインズ主義者が想定した、仕事と余暇、生産と消費、将来に先延ばしされた満足と即座の快楽のあいだに均衡を保つような人間像は失われた。自己表現への願望は、物質の世界における相対的剥奪感の高まりとあいまって、逸脱の源泉となっていった。このようにして社会的緊張と不安が拡大し、厳罰化と犯罪の増加が並行して進むのである。(ヤング、2007、34-42)

ヤングが強調するのは、現代人の間に「存在論的な不安」が生じていることである。これについて彼はアンソニー・ギデンズを引いて、次のように説明する。後期近代の生活の特徴として、選択可能性が高まったこと(消費の機会と雇用の柔軟性への要求が増大したことによる)、信念や確実性がいつも疑われるようになったこと、自己反省が強まったこと、明確な人生コースが見出せなくなってきたこと、社会の多元化が様々な信念の間に葛藤を引き起こすようになったことなどがあり、このような状況から存在論的な不安が生まれてくる。人々は、この不安から逃れるために自分の価値観を絶対的なものとして主張し、他の集団に対しては道徳的価値観が欠けていると攻撃し、混じり合い同化するよりも、懲罰的で排他的な道を選ぶようになる。道徳基準を厳格なものに戻そうとする試みとしては、アメリカのブッシュ政権(89-93年)の「家族の価値を取り戻せ」キャンペーンがあり、イギリスの保守党の「基本に返れ」政策(95年)があった。(ヤング、2007、50-52)社会的に排除された人々の秩序を破壊しかねない行動に対処するのが、ヤングが「保険統計的」(actuarial)な警察活動と呼ぶものである。「それは秩序の破壊や不満の爆発が起こる可能性を計算したうえで、それらの要因を効率的に除去するために、犯罪者の逮捕よりも不審者の取り締まりに力点を置いている。」(ヤング、2007、61)

ヤングは結論する。後期近代の社会契約は、単に雇用を保障するだけでなく、能力主義にもとづく雇用を保障しなければならないが、実際には能力や技能よりも、階級、人種、性別、年齢などが採用と報酬を大きく左右している。こうした状況を克服するためには、市民権に関する

る新たな社会契約が必要である。「その契約は、絶対的価値ではなく多様性を重視するものでなくてはならない。その多様性は、人類の固定した特徴を羅列したものではなく、たえず変化し、発展し、自己と他者をともに変容させていくような、もろもろの豊かな文化から成るものでなければならない。」ここでいう市民権は、「単に個人の権利だけを主張する市民権ではなく、あらゆる市民の相互協力の重要性を主張する市民権でなければならない。」さらに、社会的目標に向かって制度を改革していくためには、市民と国家の相互協力が必要であるとヤングは強調する。(ヤング、2007、499-503) ヤングの説く新しい契約の意義と必要性は理解できるが、現代の市民と国家の実態から見て、それを実現していくことには多大な困難があると思われる。

5 セーフティネットの崩壊

湯浅誠は、現代日本において、人々の最低生活を保障するための雇用、社会保険、公的扶助から成る三層のセーフティネットが綻び、崩壊状態にあると指摘する。雇用については、90年代の長期不況以降、正規から非正規への雇用代替が急速に進んだ。97年からの10年間で、非正規労働者は574万人増加して全労働者の3分の1(1726万人)に達し、正規労働者は419万人減少した。若年層(15~24歳)では45.9%、女性では53.4%を非正規労働者が占めるに至った。国税庁の発表では、年収200万円以下の給与所得者が2006年には1022万人に達し、まじめに働いても食べていけないワーキングプアの存在が顕在化してきた。非正規労働者は給料が安いだけでなく、期限付きの雇用で失業のリスクが高いため、働いていることがセーフティネットの役割を果たさなくなっている。(湯浅、2008、21-24)

被用者のための社会保険には厚生年金、雇用保険、健康保険、労災保険があり、一定の要件を満たしている場合には、非正規労働者にも雇用保険、健康保険などへの加入義務が生じるが、実際には加入させていない会社が多くある。82年には失業者の59.5%が失業給付を受け取っていたが、2006年には21.6%にまで低下している。国民健康保険に関しては、「加入者の49.4%が60歳以上、53.8%が無職、世帯主が雇われて働いている世帯の61.5%が年収200万円未満という中で、国民健康保険料と、それが所得に占める保険料負担率が上がり続けている」という状況があり、保険料の滞納世帯は19%に達した。路上生活者やネットカフェ難民の多くは健康保険に加入さえしていない。そのため、相当数の人々が医療受診の機会を実質的に奪われていると想定される。さらに、「国民年金保険料の納付率は2006年度に5割を切り、無年金者は近い将来80万人に達すると言われている。」社会保険制度もセーフティネットとしての機能を失ってきているのである。(湯浅、2008、24-27)

社会保障の最後の砦と言われるのが生活保護制度である。生活保護受給世帯は95年に過去最低の72万世帯、88万人を記録して以後は増え続け、06年には107万世帯、151万人に達した。実際にはもっと多くの人々が生活保護基準以下の生活をしていると想定され、その中でどれだけの人たちが生活保護を受けているかを示す指標として捕捉率が用いられるが、学者たちの推定では、日本の捕捉率はおおむね15~20%とされている。これは他の先進諸国と比較してもかな

り低い値であるが、その理由として、該当する人たちの側に生活保護を受けたくないという心理的抵抗があることと並んで、自治体窓口で申請させずに「違法に追い返す水際作戦」が横行していることが挙げられている。(湯浅、2008、28-30、橋木他、2006、124-127) 憲法25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という規定は空文化しているのである。

この三層のセーフティネットの綻びの最大の被害者は、非正規化が進んだ後に労働市場に出ていった若者たちである、と湯浅は指摘する。まず、かれらが学校を出て就職を目指したときに、正規雇用職が減っていたので、これに就くことが難しかった。やむなく不利な条件で非正規労働者として働くが、より高い失業リスクに晒される。失業しても、失業給付は受けることができない。生活困窮に陥っても、まだ若いから働けるはずだという理由で、生活保護を受けることは難しい。「三層」は三段構えの安全網をイメージさせるが、「非正規労働者にとって3つのネットはワンセットであり、そこから丸ごと排除されている。一段目から落ちる人は二段目も三段目も素通りしてしまう構造になっている。」湯浅はこのような社会を「すべり台社会」と呼んでいる。(湯浅、2008、30-33)

湯浅はまた、貧困状態に至る背景には「五重の排除」があると指摘する。第一は親世代の貧困に起因する「教育課程からの排除」である。第二は「企業福祉からの排除」である。これには、雇用のネットからはじき出される場合と、非正規労働者のように、働いてはいるが低賃金で不安定雇用であり、雇用保険・社会保険に入れてもらえず、企業が提供する福利厚生から排除され、労働組合への参加も認められないという場合がある。第三は親や子どもに頼れない、あるいは頼れる親がないという「家族福祉からの排除」である。第四は「公的福祉からの排除」である。これを端的に示しているのが、「その人が本当に生きていけるかどうかに関係なく、追い返す技法ばかりが洗練されてしまっている生活保護行政の現状」である。第五は「自分自身からの排除」である。何のために生きるのか、働くのか、そこにどんな意味があるのかが見えなくなっている状態を指す。第一から第四の排除を受け、しかもそうなったのは自分のせいだと思いこむと、自尊感情をもてなくなってしまう。この五重の排除のうちで、第一と第三は家族、特に親の社会的・経済的な力の有無にかかっており、第二と第四は上記の三層のセーフティネットの有効性にかかっている。これらすべての要因が否定的に機能するとき、人は何もかもを諦めた生を生きることになり、自分自身からの排除という状態に陥るのである。(湯浅、2008、60-62)

湯浅はまた、貧困とは選択肢が奪われていき、自由な選択ができなくなる状態だと述べ、貧困に追いこまれた人に自己責任を押しつけることの不当性を論じるが、彼はここでアマルティア・センの潜在能力 (capability) 論を援用する。センによれば、貧困を所得で定義するだけでは不十分であり、所得からどのような機能を実現できるかという潜在能力を考慮しなければならない。「貧困とは受け入れ可能な最低限の水準に達するのに必要な基本的な潜在能力が欠如した状態」と見るべきであり、人々を貧困から抜け出させるには、この欠如をなくしていくこ

とが必要である。だが、所得（経済的手段）が十分であるかどうかは、所得や資源を潜在能力に変換できる可能性を抜きにしては評価できない。「貧困に陥らないために十分な所得とは、個人の身体的な特徴や社会環境によって異なる」のであり、「所得が不十分であるとは、それが外部から与えられた貧困線より低いということではなく、その所得が特定の潜在能力を発揮するのに必要な水準に達していないということである。」（湯浅、2008、69-78、セン、1999、172-175）

湯浅は自らの実践活動の中で、センの潜在能力に相当する概念として「溜め」という言葉を用いてきたと言う。溜めは溜池のように、「外界からの衝撃を吸収してくれるクッション（緩衝材）の役割を果たすとともに、そこからエネルギーを汲み出す諸力の源泉となる。」貯金は一つの溜めになる。頼れる家族、親族、友人がいるのは人間関係の溜めであるし、自分に自信がある、何かをできると思える、自分を大切にできる、などは、精神的な溜めである。三層のセーフティネットに支えられて生活が安定しているとき、また自らの生活は不安定でも家族のセーフティネットに支えられているとき、人には溜めがあるが、それらから排除されていけば、さまざまな可能性から排除され、選択肢を失って、最後の砦である自信や自尊心をも失うにいたる。自己責任論は、「他の選択肢を等しく選べたはず」という前提で成り立つ議論であるが、貧困とはそういう余地がない状態であるから、貧困状態にある人に自己責任を押しつけるのは不当である。（湯浅、2008、78-84）

センの述べる潜在能力や湯浅の述べる溜めの欠如は、自由な選択をするための可能性からの排除を意味する。前節までの論議の方向も、単に所得の多少という観点から格差や貧困を論じるだけでは不十分であり、排除の克服が必要不可欠であることを示している。だが、排除の仕方が多様であるので、社会保障制度を問題にするだけでなく、市民の主体的参加を含めた政治過程において、これを克服していくための方策をどのように具体化するかが、重要な課題になる。

Ⅲ 社会保障制度はいま何を保障すべきか

1 労働は義務か

20世紀後半の経済成長期には、年功序列的な安定した雇用が男性中心に普及し、社会保障制度も整備されて、国民の一人ひとりが安心して生活できる基盤ができあがったかのように思われた。だがそれも束の間のこと、世紀末に近づき、グローバル化の時代の経済が激動を繰り返すたびに、被用者の労働条件は劣悪なものに転化していった。産業構造が転換して、専門的能力を有する労働者と単純な仕事をする労働者への二極分化が起き、後者の多くは不安定な非正規労働者として働かざるを得なくなった。学卒時に不況のためパート、アルバイトとして働き始めた若者や、結婚・出産後に再び職を求める女性にとっては、いま正規労働者への門はきわめて狭くなっている。彼らの存在は正規労働者にとって脅威であり、正規労働者は職を守る

ために、必死で働かなければならない。

若者の多くが定職につくことができないという状況は、現在および未来に深刻な影響を及ぼす。まず彼らは未来に向けて自分の生活がどうなっていくかを展望することができない。収入は少なく、しかも不安定であるから、結婚は難しいし、まして子産み・子育てができる状態にはない。成人として人並みの税金や社会保険の保険料を納めて、国民としての義務を果たすことも困難である。若者たちが、このような状況に陥ったのは自分の責任であると思ひこむと、自尊感情を失い、未来に希望を持つこともできなくなり、その結果は諦めであったり、精神的な病であったりする。若い人々が自分を社会的に無用の存在のようにみなし、生きがいを失い、自己充足感ももちえなくなっているとしたら、それは若い人々にとってだけでなく、社会の未来にとっても深刻な問題である。少子高齢化の進行にともなって、社会が次の時代を担う若い世代に寄せる期待もそれだけ大きくなっているからである。

だが、雇用をめぐるこの重要な課題を、市場の自由化と生産性の向上によって解決していくことは困難である。従来とは事情が異なり、物質的商品需要が飽和し、生産性の向上は失業者のさらなる増大を招く恐れがあるからである。雇用の改善策については、遠藤公嗣らが包括的かつ具体的な提案をしているので、これをまず簡単に紹介する。第一に、就職氷河期以降に離学した若年層の正規雇用を促進するために「若年雇用促進法」(仮称)を制定し、企業が若年労働者を正規採用することを、数値目標を掲げて義務づけあるいは奨励する。第二に、職業能力開発促進法を改正して、広範囲にわたる職業能力形成を、民間に委ねるのではなく、国が責任をもって遂行する仕組みを設ける。「日本の積極的労働市場政策費用の対GDP(国内総生産)比は2003年で0.3%」で、アメリカ以外の先進諸国より顕著に少ないが、当面GDPの0.1~0.15%程度を若年向けに上積みする。第三に、99年に労働者派遣を原則自由化する労働者派遣法の改正が行われたが、これを改正以前に戻し、雇用の原則は直接雇用(期間の定めのない常用雇用)であることを明確にする。第四に、賃金制度については、個人の属性にもとづく年功賃金を改め、職種別賃金を、企業を超えた社会的基準として確立すること、同一労働同一賃金の原則で正社員と非正社員の均等待遇を実現すること、最低賃金額を少なくとも生活保護基準を上回る水準に設定することなどの、抜本的な改革を行う。第五に、労働条件については、雇用契約に当たって就業規則を文書で明示すること、労働基準法の強化等により長時間労働を厳しく規制すること、などである。(遠藤他、2009、32-48)なお、若年層向きの社会保障の充実についても、詳細かつ具体的な改善案が提示されている。(遠藤他、2009、48-61)

以上のような提案は平等・公正な雇用の実現に向けての当面の改善策としては、十分な説得力をもつが、雇用を増やすという観点からの提言は含んでいない。生産性が向上し、需要は飽和しつつある現代において、全体的な雇用増につながるような形で新しい雇用を創出することはきわめて困難になっている。広井良典が指摘するように、経済のあり方を環境や福祉と関連させて構想することも求められている。現在はすべての人が週に40時間も働く必要はなくなっているのであれば、ワークシェアリングを導入して、仕事を分け合うことが考えられるが、収

入減をともなう労働時間の短縮を画一的に実施することには強い反対があると思われる。多く働きたいと希望する人も限られた時間だけ働くことを望む人もいるのだから、遠藤らが提案するように、週に40時間働く正社員と20時間あるいは30時間働く非正社員とが、時間当たりの給与と各種の被用者社会保険への加入等に関して、均等な処遇を受けることができるようにすることが先決であろう。また、福祉関係の職への需要は近年、増加し、福祉士養成の大学・学部も増えているが、過酷な勤務と低賃金などが災いして、需要を満たしきれていないのが現状である。福祉労働者の待遇改善は当然のことであり、雇用の増加にもつながるから、早急に実現されるべきである。福祉への支出の経済効果がどの程度かは十分に明らかではないとしても、失業者が増えて、生活保護等への支出増を強いられることに比べれば、格段に有効な方策であると思われる。

もう一つの問題は福祉と就労を結びつけるワークフェア政策である。武川正吾によれば、ワークフェアは70年代のアメリカでは、「公的扶助の支出の増大を抑制するために、公的扶助の受給に就労を義務づけること」を意味したが、90年代半ばのクリントン政権の福祉改革において、公的扶助受給者に対して職業教育や職業訓練への参加を義務づけたことにより、国際的にも注目されるようになった。日本でも「自立支援」や「就労支援」が福祉改革のキーワードになった。(武川編、2008、4) ワークフェアが、有利な雇用条件を得させるために労働者に対して行う援助に留まるのならば、問題はないように思われる。職業能力形成を国が責任をもって行うべきだという遠藤らの第二の提案も、そのような趣旨であると解される。だが、ワークフェアは賛否双方の論者にとって、それ以上の意味をもっている。武川は別の著書で説明する。ワークフェアによって、福祉からの受給者は、みずからの労働力の市場価格にふさわしい労働につくことを義務づけられる。それは救済に値する貧民と値しない貧民を峻別した救貧法の再現であり、社会給付や社会規制については、それが必要になった原因は問わずに結果だけを無差別平等に扱うという、福祉国家がこれまで目指してきた必要原則からの逸脱である。エスピノーアンデルセンは福祉国家を分類するための一つの指標として労働力の脱商品化を用いたが、ワークフェア政策は労働力の再商品化と結びつく。(武川、2007、106-108) しかも、英米におけるワークフェア政策の導入は、労働市場の需要側における完全雇用の達成を意図してではなく、むしろ供給側の労働者の雇用可能性を高めることによる就労の支援を意図して行われたが、雇用が十分に確保されないところでは、問題の解決に結びつかない。(山森、2009、46-51) ワークフェアが目指す労働と福祉の接合は当然のこととも考えられてきたが、近年、知られてきたベーシック・インカム理論は両者の完全な分離を唱えて、これと鋭く対立する。事態は複雑化しているのである。(武川編、2008、4-5)

2 社会保障はだれに何を保障すべきか

20世紀後半を通じて整備されてきた日本の社会保障制度が、時代の要請に応えることができない欠陥品であることは、21世紀を迎えた現時点で次第に明らかになってきた。ここで社会保

障制度について、なぜ、だれが、だれの負担で、だれに対して、何を保障すべきか、を改めて問い直さなければならない。

社会保障が「なぜ」必要かについては、資本主義経済が不安定であり、しかもその成果の配分においてしばしば不公平であって、真面目に働こうとしている人に、最低限の生活を支えるに足る仕事と賃金を必ずしも保障してくれないから、というだけで十分であろう。経済成長によって貧者も潤うという見解や、経済を自由化・活性化して、努力している人が報いられるようにすべきだという主張の一面性は、すでに明らかになっている。資本主義の体制を今後も維持していくのであれば、雇用と社会保障によるセーフティネットの再構築によって、すべての人に最低生活を保障する仕組みを作り上げることがどうしても必要なのである。

「だれが」については、国家が主体となり責任をもって社会保障を積極的に推進すべきだという主張と、社会保障についての国家の関与は最小限に留めるべきだという主張が対立する。橋本祐子の説明を借りるならば、後者の典型的な例はリバタリアニズムの福祉国家批判であり、福祉国家は官僚主義的な体制のゆえに非効率であること、自助・相互扶助活動を妨げて人々を政府のサービスに依存的にさせることなどを指摘して、積極的福祉国家に反対する。また、「中央集権的統治機構を批判し、よりローカルな共同体による統治を主張する共同体論」も、「人々が相互扶助活動によって自発的に福祉サービスの供給に取り組む福祉社会の重要性を強調する点」では、リバタリアニズムと軌を一にしている。(橋本、2008、9-13) 確かに福祉国家と福祉社会は相互補完的に役割を果たしているのであり、国家が前面に出すぎると、社会の自発的な活動を阻害するという弊害が現れてくることは事実であろう。お役所仕事につきまとう無責任、非効率、怠慢はいたるところで指摘されている。しかし、多くの論者は、現在の資本主義経済がもたらす深刻な格差、貧困、排除などを是正するには、国家の画一的な制度と強制力が必要であると考え。リバタリアニズムの福祉国家批判を肯定的に捉える橋本も、最小限の福祉への権利を保障する「最小福祉国家」の必要性は認める。(橋本、2008、14-17) むしろ、国家が社会保障に関して何をどこまで行うべきかが、問題になるのである。

「だれの負担で」に関しては、社会保障は資本主義社会においてその構成員が連帯して協力し助け合うための制度であるから、形式的には、すべての構成員の負担でということになる。だが、だれもが現行の経済システムから同じ量の利益を引き出しているわけではない。税の負担については当然のことであるが、社会保険の保険料の負担についても、所得の再配分という観点がある程度まで取り入れるべきであろう。だれがどれだけ負担するか、累進性を取り入れるべきか、がさらに問われるが、この問いに関しては、だれに対して、何を保障するかという問いと関連させることなしには、論ずることが難しいと思われる。高齢者への社会保障給付の増加を賄うために若い世代の負担を重くすることがどこまで許されるかも、現代の日本にとって深刻な課題として残されている。

「だれに対して」についてであるが、社会保障は現行の生活保護に類する貧民対策から始まった。だが、保険料の拠出を要する年金や医療保険の制度は、どちらかと言えば恵まれた階

層に属する公務員や大企業の被用者を対象とするものが先行した。貧民救済は資力調査を伴い、スティグマと感じられがちであるので、受ける資格があっても、これの申請をためらう人がいままもあると思われるが、社会保険は事前の拋出を前提とするので、個人がこれを権利と捉えることは容易である。このことにも関連して、「普遍主義」と「選別主義」の対立がある。前者は、ある人が失業、老齢、疾病などでニーズが認められる状態に陥った場合、所得その他の条件とは無関係に、給付を受けられることを原則とするが、後者は、所得がある基準以下の申請者に対してのみ給付を行うことを原則とする。後者の場合には、制度のネットワークから漏れ落ちる者が出てくるが、前者の場合には、ニーズの少ない中高所得層にまで受給資格が与えられて、財政上の負担が増え、また、所得再分配効果が薄れる、という問題点がある。ただ、社会保障が提供する各種のサービスの間にはかなりの質的な違いがあり、このことと無関係に普遍主義と選別主義のどちらが妥当かを論じても、あまり意味がないと思われる。(金子、2005、153-155) 現行制度に関して言えば、児童手当などの受給に所得制限を設けるべきか、あるいは、すべての高齢者を制度的に優遇するべきか、などの具体的な問題に即しての検討が求められるであろう。

「何を保障するべきか」については、リバタリアニズムからの重要な提言がある。前述のように、橋本祐子は最小福祉国家を肯定するが、それは最低限の生活の保障と所得の再分配による経済格差の是正とを峻別するハイエクやM・フリードマンの見解を基盤とする。ハイエクらは、「貧困からの救済」を目的としていた福祉国家が、なし崩し的に「経済格差の是正のための再分配」を行うようになってきたことを厳しく批判したのである。(橋本、2008、14-17) リバタリアニズムの主張では、課税は国家による個人の私有財産権への侵害とみなされるが、穏健なリバタリアニズムは公共財生産のための資金調達を目的とする課税は受け入れる。累進課税は、この目的を超えて所得の再分配を目的とするようになるので、認められず、課税標準の大きさに関係なく一定の税率を適用する比例課税の採用に賛成する。(橋本、2008、59-61) だが、橋本は、ハイエクやフリードマンが「貧困からの救済」と「経済格差の是正のための再分配」の相違について、十分な原理的考察を行っていないと指摘している。(橋本、2008、16-17) いずれにしても、格差がこれほどに深刻な社会問題になってきている現代において、所得の再分配に関与しない税制や社会保障制度がどのように機能しうるかについては、さらに詳細な検討が必要である。

3 負の所得税とベーシック・インカム

ミルトン・フリードマンは1962年に、貧困者対策として「負の所得税」構想を提起した。それは、第一に、すべての人および課税基盤の全体に対して唯一つの税率を適用すること、第二に、基礎的な人的控除と厳密な意味での必要経費以外に一切の控除を認めず、所得の総額に課税することを前提した上で、「所得が課税最低限度を下回る場合に、その差額分に税率を掛け合わせたものを補助金として支給する制度である。」(フリードマン、1984、337、橋本、2008、

200-201) 彼はこれについて、「現在の徴税機構をそのまま利用し、ある所得水準に達しないすべての人々に財政援助を与えよう」という考え方であると説明している。夫婦と子ども2人の4人家族で、所得税控除額が3000ドルというケースで考えてみよう。その家族の所得が3000ドルであったとすれば、所得と控除が相殺されて課税所得はゼロとなり、税金を払う必要はない。4000ドルの所得があると、控除を差し引いた1000ドルに均一の税率が適用される。2000ドルの所得の場合には、課税所得はマイナス1000ドルとなり、負の所得税率が50%であるとすれば、負の所得税として500ドルが給付される。所得がゼロの場合には、課税所得はマイナス3000ドルとなり、給付される金額は1500ドルになる。この例では、税金を払わず、給付も受けないという所得の水準が3000ドルで、最低保障所得は1500ドルになるが、フリードマンはこの二つの金額に差があることが、低所得家庭に自ら収入を得ようとする意欲を失わせないために、重要であると言う。また、このような包括的な制度の実現によって、児童手当や生活保護などの直接救済制度を完全に廃止することが可能になると主張する。(フリードマン、1984、350-351、加茂、2007、36)

負の所得税はワークフェア政策につながり、福祉と労働を結びつける考え方であるが、労働とは無関係にすべての人々に最低所得を保障しようとするのが、ベーシック・インカムの主張である。ベーシック・インカムの意味内容は論者によってかなり異なるようであるが、山森亮が紹介している、アイルランド政府の「ベーシック・インカム白書」(2002年)における説明によれば、①個人に対して、個人のおかれている状況には関わらず無条件に給付される、②ベーシック・インカム給付は課税されず、それ以外の所得はすべて課税される、③望ましい給付水準は、尊厳をもって生きること、また、実際の生活において選択の自由を行使しうることを、保障するようなものでなければならない。この制度の特徴としては、金銭給付である、毎月または毎週といった定期的な支払いの形をとる、国家または地方自治体から支払われる、個々人に支払われる、資力調査や稼働能力調査なしに支払われる、等の諸点が挙げられている。さらに、この制度の魅力として、単純でわかりやすく、複雑な行政手続きが不要になる、現行の制度から生ずる「貧困の罠」や「失業の罠」が除去される、給付漏れや受給にともなうステイグマがなくなる、支払い労働に従事していない人に独立した所得を与える、選別主義的アプローチの失敗を克服する可能性がある、等が列挙される。(山森、2009、21-25)

負の所得税に代表されるリバタリアニズムの見解とベーシック・インカムの構想は、労働と福祉の関係に関しては正面から衝突するように思われるが、最低所得保障という点では共通点を有する。小沢修司は、フィッツパトリック (Fitzpatrick, T) を引いて、次のように指摘する。負の所得税の税率とベーシック・インカムの金額の設定の仕方によっては、どちらの制度でも、個人の最終所得が結果的に同額になるようにすることができる。自由主義者の中からも、生活賃金への配慮が不必要になり需給均衡点まで賃金を下げることができることなどを理由に、ベーシック・インカム構想に共感を示す者が現れてくる。だが、両者の決定的な違いは、「負の所得税の場合、世帯(家族)に対し、資力調査にもとづき、他の所得の有無を問いつつ、事

後的に支給されるが、ベーシック・インカムの場合は、個々人に対し、事前に、資力調査なしに（他の所得の有無は問われずに）自動的に支給されることにある。」（小沢、2002、121-126）

フリードマンは負の所得税の導入によって、児童手当や生活保護の制度が不要になると述べている。（フリードマン、1984、351）また、公的な健康保険制度は有害無益であり、個人は自分の選択で医療保険に入ってリスクに備えるべきだと主張する。保険料も医療費も払えない人には、慈善活動が援助すべきだと論ずるが、彼は同時に、社会保障の制度によって、社会の構成員が伝統的にもっていた仲間に対する義務の観念が大幅に弱体化してしまったと慨嘆する。（フリードマン、1984、48-50、341-344）だが、資本主義社会が共同体を解体し、社会の構成員相互の絆を弱めてしまったから、社会保障制度が必要になってきたのであって、フリードマンは原因と結果を取り違えているように思われる。なお、ハイエクは『自由の条件』（1960年）の中で、老齢、失業、疾病などのリスクに備えて強制的に保険に加入させることには反対しないが、その理由は、備えを怠って援助にただ乗りする者を防止し、援助のための社会の負担を軽減することにある、と述べている。（岩崎他、2005、25）フリードマンやハイエクの考え方は、人々が援助を必要とするような状態に陥るのは、社会のせいではなく、自らの怠慢などのためであると前提しているようであるが、少なくとも現在においては、そのような前提が自明的に成り立つとは思われない。

ベーシック・インカム論は単純でわかりやすいという特徴をもつが、それだけでいま社会保障に求められているニーズをすべて満たしてくれるわけではなく、これを補完する制度として何が必要かが問われるから、もっと詳細な論議が必要になる。また、かなりラジカルな主張であるので、社会の構成員多数の理解と同意を早急に得るのは困難であろう。むしろ現行制度をどう改めていくべきかという当面の課題の考察に、ベーシック・インカム論が何らかの示唆を与えてくれることを期待したいと考える。

4 暫定的結論

英国近世における社会保障制度の成立から始まり日本の現行制度に至る、長い歴史的考察を経て、本稿においてようやく、日本の社会保障制度を今後どのように構想していくべきかという、私自身の本来の関心事を論ずるところまで到達したが、これまでの記述で明らかなように、状況は予想以上に複雑かつ深刻である。新しい事実、新しい観点、新しい理論が次々に現れてきて、考察のための既成の枠組みの見直しを迫り、問題解決への道はなお遠いことを実感させられている。

社会保障は貧困者対策としてまず始まった。救貧は当初は、貧民の存在が社会不安を招くことを防ぎ、貧民の有利な雇用を実現するための手段にすぎなかったが、やがて国家の責任であると認められるようになった。さらに、第一次世界大戦後の社会的・経済的混乱などの影響があって、20世紀後半には、先進諸国において、全国民を対象とする年金、医療などの公的社会保障の制度が成立した。日本でも1961年に皆保険・皆年金の制度が創設され、経済の高度成長

に支えられて内容の充実が図られた。だが、制度の理念・目的が明確にされず、原則が確立されていなかったために、経済が停滞し、国家財政が赤字に転じるとすぐに、個人の自助努力と家族・地域社会の助け合いに期待する日本型福祉社会論が提唱され、それ以後、経済の混乱、産業構造の変化、家族の絆の弱体化、地域社会の変容、高齢化の進行などにより社会保障の諸制度へのニーズが増大していく状況下で、予算支出の抑制が繰り返し図られることになった。21世紀初頭に成立した小泉内閣による構造改革は、社会保障分野を公的支出削減の最大の標的とし、財政再建のために社会保障費の削減を継続的に強行しようとした。その後、社会保障がセーフティネットとして機能不全になっていることの認識が広まってきたので、その後の自民党内閣は小泉路線の見直しを迫られており、今回の総選挙（09年8月）においても、それが大きな争点の一つになっている。

このような現状を踏まえた上で、日本の社会保障を未来に向けてどのように構想するべきかについては、体系的に論ずる能力はないし、余裕もないが、いくつか考えていることを述べて、とりあえずの結論とする。

第一に述べておきたいのは、国民多数の理解と合意にもとづいて、社会保障についての明快な理論・原則を確立し、これを国家の政策として具体化していくことの必要性である。この点が欠けていたり、曖昧なままであると、財政状況が悪化すると真っ先に予算の削減の対象にされ、また、選挙における人気取りで、大局的な見通しのないバラマキが行われたりする。社会保障だけをいつも優先的に取り上げるべきだと主張しているわけではない。政策とそれとともに予算配分において優先順位をつけることは必要であるし、社会保障が現代の最重要課題の一つであることは論を待たないと思われるが、すでにしばしば論及したように、社会保障は経済や環境などの他の重要課題と密接に関わり合っている。社会保障の独自性を確認した上でのことであるが、これを他の諸課題と関連させ、それらとの調和を図りながら、整合性のある政策に仕立て上げていくことが求められるのである。

第二の論点は、資本主義という経済システムについてである。IT革命、グローバル化、金融革命によって特徴づけられるポスト産業資本主義（岩井、2003、203）の暴走と破綻は、08年秋以降の世界経済の大混乱によって明らかであり、資本主義のシステムそのものに規制をかけ、これをコントロールすることが必要である。同時に、これを補完する役割を担う社会保障の制度の新しいあり方を構想していくことが求められていると考える。

第三に、社会保障の充実が当然、負担増を伴うから、その負担をどのように配分するかが問題になる。年金や医療を税方式で賄うか、それとも保険料方式によるか、また、所得税や保険料の算定に累進性をどれだけ取り入れるかが、まず問われる。税制については、三つの主要な財源である所得税、法人税、消費税のそれぞれへのウエイトの置き方が重要である。また、社会的・経済的格差が世代を超えて継承される傾向が顕著になっていることへの対応として、相続税、贈与税、固定資産税などの資産課税の強化が必要であろう。いずれにしても、情報公開とオープンな論議を通じて、国民多数のあいだに負担増についての合意が形成されるように努

力することが求められる。

第四に、少子高齢化の進行にともなって、若い世代には多くが期待されているが、現行の教育、雇用、社会保障の制度は若い世代に平等な教育機会も安定した職と収入も保障してはいない。このような現状を改めるための「人生前半の社会保障」(広井、2006、17-22)、あるいは若い世代向けのベーシック・インカムが構想されるべきである。

第五に、これまでの社会保障は主として高齢者を対象とする制度として発展してきたが、高齢者が総人口の5分の1を超え、近い将来には3分の1に達するという状況下で、すべての高齢者に手厚い保障をすることは困難になってくる。資産や収入のある高齢者には、壮年世代と同等の負担を求めるべきであると考え。若い世代には普遍主義的な制度を適用し、高齢者には選別主義的な対応を主張するのは、矛盾しているようであるが、先の長い若い人たちに家族関係などに関わらない教育機会の提供を保障し、それまでの人生行路の結果としてある程度の経済的格差が生じている高齢者には差別的な扱いを導入する、という方策は十分に正当化可能であると考え。

最後に、いま社会保障はもっぱら国と地方自治体が責任と権限をもつ事柄とみなされているが、本来これは社会連帯のための制度であり、社会構成員の主体的な参加によって支えられるべきであることを忘れてはならない。一般市民が制度とその運営の実態に関心を持ち、そのあり方について積極的に意見を述べることによって、社会保障が政争の具にされたり、行政の恣意に委ねられたりするという弊害を防ぐことが可能になるのである。

引用・参考文献

- 阿藤誠 (2003) 「21世紀の人口問題の方向性」 毎日新聞社人口問題調査会編『少子高齢社会の未来学』 論創社
 阿部彩 (2008) 『子どもの貧困』 岩波新書
 阿部彩他 (2008) 『生活保護の経済分析』 東京大学出版会
 雨宮処凛他 (2009) 『脱「貧困」への政治』 岩波ブックレット
 池田敬正 (1994) 『日本における社会福祉の形成』 法律文化社
 伊藤周平 (2007) 『権利・市場・社会保障』 青木書店
 石弘光 (2004) 『税の負担はどうなるか』 中公新書
 石弘光 (2008) 『現代税制改革史』 東洋経済新報社
 井堀利宏 (2007) 『「小さな政府」の落とし穴』 日本経済新聞出版社
 岩井克人 (2003) 『会社はこれからどうなるのか』 平凡社
 岩崎晋也他 (2005) 『資料で読み解く社会福祉』 有斐閣
 岩田正美 (2007) 『現代の貧困』 ちくま新書
 岩田正美 (2008) 『社会的排除』 有斐閣
 ウィルキンソン、リチャード・G (2009) 池本他訳『格差社会の衝撃』 書籍工房早山
 上野千鶴子 (1990) 『家父長制と資本制』 岩波書店
 上野千鶴子 (2005) 『老いる準備』 学陽書房
 遠藤公嗣他 (2009) 『労働、社会保障政策の転換を』 岩波ブックレット
 大泉啓一郎 (2007) 『老いてゆくアジア』 中公新書
 大沢真理 (2007) 『現代日本の生活保障システム』 岩波書店
 大竹文雄 (2003) 「所得格差の拡大はあったのか」 樋口美雄他編『日本の所得格差と社会階層』 日本評論社

- 大竹文雄 (2005) 『日本の不平等』 日本経済新聞社
- 小沢修司 (2002) 『福祉社会と社会保障改革』 高菅出版
- 小塩隆士 (2005) 『人口減少時代の社会保障改革』 日本経済新聞社
- 金子光一 (2005) 『社会福祉のあゆみ』 有斐閣
- 加茂直樹 (2007) 「社会保障制度の形成」『現代社会研究』 Vol. 10
- 加茂直樹 (2008a) 「日本の社会保障制度の形成」『現代社会研究科論集』 第2号
- 加茂直樹 (2008b) 「20世紀後半における日本の社会保障制度」『現代社会研究』 Vol. 11
- 加茂直樹 (2009) 「日本の社会保障制度の現在」『現代社会研究科論集』 第3号
- 駒村康平 (2003) 『年金はどうなる』 岩波書店
- 駒村康平 (2009) 『大貧困社会』 角川SSC新書
- 里見賢治 (2007) 『現代社会保障論』 高菅出版
- 白波瀬佐和子 (2005) 『少子高齢社会の見えない格差』 東京大学出版会
- 白波瀬佐和子 (2006) 「不平等化日本の中身」白波瀬佐和子編『変化する社会の不平等』 東京大学出版会
- 神野直彦・宮本太郎編 (2006) 『脱「格差社会」への戦略』 岩波書店
- 鈴木亘 (2008) 「医療と生活保護」阿部彩他『生活保護の経済分析』 東京大学出版会
- 盛山和夫 (2007) 『年金問題の正しい考え方』 中公新書
- セン、アマルティア (1999) 池本他訳『不平等の再検討』 岩波書店
- セン、アマルティア (2002) 大石りら訳『貧困の克服』 集英社新書
- 高山憲之 (2004) 『信頼と安心の年金改革』 東洋経済新報社
- 武川正吾 (2007) 『連帯と承認』 東京大学出版会
- 武川正吾編 (2008) 『シティズンシップとベーシック・インカムの可能性』 法律文化社
- 竹本善次 (2003) 『年金はどう変わるか』 講談社現代新書
- 橋本俊詔 (1998) 『日本の経済格差』 岩波新書
- 橋本俊詔 (2005) 『消費税15%による年金改革』 東洋経済新報社
- 橋本俊詔 (2006) 『格差社会』 岩波新書
- 橋本俊詔他 (2006) 『日本の貧困研究』 東京大学出版会
- ダニエルズ、ノーマン他 (2009) 児玉聡監訳『健康格差と正義』 勁草書房
- 富永健一 (2001) 『社会変動の中の福祉国家』 中公新書
- 中垣陽子 (2005) 『社会保障を問いなおす』 ちくま新書
- 中谷巖 (2008) 『資本主義はなぜ自壊したのか』 集英社インターナショナル
- バウマン、ジグムント (2008) 伊藤茂訳『新しい貧困』 青土社
- 橋本祐子 (2008) 『リバタリアニズムと最小福祉国家』 勁草書房
- 広井良典 (1999) 『日本の社会保障』 岩波新書
- 広井良典 (2001) 『定常型社会』 岩波新書
- 広井良典 (2006) 『持続可能な福祉社会』 ちくま新書
- 広井良典 (2009) 『グローバル定常型社会』 岩波書店
- フリードマン、ミルトン (1984) 土屋政雄訳『政府からの自由』 中央公論社
- 宮本太郎 (2008) 『福祉政治』 有斐閣
- 山田昌弘 (2004a) 「家族の個人化」日本社会学会編『社会学評論』 Vol. 54, No. 4
- 山田昌弘 (2004b) 『希望格差社会』 筑摩書房
- 山森亮 (2009) 『ベーシック・インカム入門』 光文社新書
- ヤング、ジョック (2007) 青木他訳『排除型社会』 洛北出版
- 湯浅誠 (2008) 『反貧困』 岩波新書
- 湯本雅士 (2008) 『日本の財政』 岩波書店
- 横山文野 (2002) 『戦後日本の女性政策』 勁草書房
- ライシュ、ロバート・B. (2008) 雨宮・今井訳『暴走する資本主義』 東洋経済新報社
- ロザンヴァロン、ピエール (2006) 北垣徹訳『連帯の新たな哲学』 勁草書房